

吉野ヶ里町ガイド

いざという時のために

届出・証明

税金・年金

医療・健康

介護・福祉

子育て・教育

暮らし・環境

町議会・選挙

生活ガイド

Yoshinogari town life guidebook • 2021

吉野ヶ里町

暮らしの便利帳

2021年度 保存版

吉野ヶ里町ガイド

わが街再発見・お祭り・歴史・名所案内

行政ガイド

住民のための様々な手続き・窓口案内など

生活ガイド


まちの身近な医療機関やお店の案内



吉野ヶ里町
みんなこの町を愛してる
Love my town

吉野ヶ里町役場

三田川庁舎 〒842-8501 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田321番地2 ☎0952-53-1111 FAX0952-52-6189
東野原庁舎 〒842-0193 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津777番地 ☎0952-52-5111 FAX0952-53-1106

 About a digital book

吉野ヶ里町 暮らしの便利帳が
電子書籍に!!

わが街 事典[®]

パソコンやあなたのお手持ちの携帯端末でご覧になれます!

iPadアプリ版

iPhoneアプリ版

Androidアプリ版




無料

閲覧に伴う通信料は
ご負担ください



「わが街事典」電子書籍の特徴

お手持ちの携帯端末にダウンロードすることで、簡単に持ち運びでき、お好きなシーンで活用できます。使いやすいインターフェイスと電子書籍ならではの拡大・縮小機能で、どこでもどなたでもご利用いただけます。

いつでも
持ち歩ける
利便性 



ダウンロード方法や対応端末など詳しくはこちら 





吉野ヶ里町長
伊東健吾

町長あいさつ

この度発刊いたしました「吉野ヶ里町暮らしの便利帳」は役場窓口での各種手続きや暮らしに役立つ情報を、町内にお住まいの皆さまにお知らせするためのガイドブックです。

本誌は吉野ヶ里町の歴史・文化などの地域の特色や魅力を盛り込み、また、公共施設案内や防災・子育て・医療福祉などの行政情報をわかりやすく紹介しています。

本誌の発行にあたりましては、地域事業者・団体等の皆さまからの、ご理解とご協力をいただきましたことに厚く御礼申し上げますとともに、町民の皆さまには身近なところに置いていただき、日々の生活にご活用いただければ幸いです。

町章



町花 さくら



町木 さざんが



INDEX

(以下は広告スペースです)

プレアホール神埼
本館・別館



事前相談、会員登録随時受付いたしております

神埼市神埼町本場2716-4

年中無休・24時間受付

☎(0952)55-8008

株式会社 JAセレモニーさが

特定医療法人 社団 光風会

精神科・心療内科

光風会病院

診療時間 9:00～12:30 13:30～17:00
休診日 日曜・祝日 (原則予約制)

臨時診療ステーション
ひかりあ **光風会病院**

独立診療(生活習慣) 地域交流スペース
短期入院・相談支援

ばれっと 森のシアター
数寄屋建築実演場 井筒館(演劇団グループホーム)

そらいろ ほしぞら

●女性医師常勤 ●ストレスケア病棟(女性専用あり)
●土曜午後診療

☎0942-89-2800

〒649-0111 和歌山県三草郡美山町大字日笠2817番地

吉野ヶ里町ガイド

- 4 Profile of Yoshinogari-Town
- 6 吉野ヶ里町イベントカレンダー
- 7 吉野ヶ里うまれ・吉野ヶ里そだち
- 8 五感で楽しむ「レジャー&自然」
- 12 歴史と文化のクロスロード



いざという時のために

- 18 町がお知らせする避難情報
- 18 情報を収集
- 19 ため池ハザードマップ
- 19 防災マップ
- 19 防災行政無線の電話応答サービス
- 20 非常時持ち出し品リスト
- 21 日頃の備えについて
- 21 地震に備えて
- 22 風水害に備えて
- 22 土砂災害に備えて
- 22 漏防・救急
- 23 小児受診

届出・証明

- 24 本人通知制度
- 24 戸籍
- 25 住民登録
- 26 印鑑登録
- 27 社会保障・税番号制度
(マイナンバー制度)
- 27 住基ネット・公的個人認証
- 28 旅券(パスポート)
- 28 各種証明書について

生産者の愛情が注がれた全国の逸品の数々
日本は「特産品」であふれている

注文方法はどれでもOK!

☎ 電話 📠 FAX 💻 インターネット CHECK!

詳しくは **わが街とくさんネット** **GO**



SCINEX 株式会社サイネックス・ネットワーク

〒542-0066 大阪府大阪市中央区瓦屋町3-6-13
TEL:06-6766-3360 FAX:06-6766-3345



税金・年金

- 30 町税について
- 31 町税の電子申告について
- 31 給与支払報告書のeLTAX・光ディスク等による提出について
- 31 各種証明書の交付
(郵送請求・窓口請求)
- 32 国民年金

医療・健康

- 33 国民健康保険
- 34 医療費を全額負担したとき(療養費)
- 34 70～74歳の方へ
- 34 主な給付
- 35 高額療養費の支給
- 35 限度額適用・標準負担額減額認定証について
- 35 後期高齢者医療制度
- 36 交通事故(第三者行為による傷病)にあったときは
- 36 健康について

介護・福祉

- 37 介護保険
- 37 介護サービスを受けるには
- 37 高齢者福祉
- 39 認知症高齢者対策事業
- 39 介護予防事業
- 40 在宅医療・介護連携推進事業
- 40 障害者福祉
- 40 手当
- 41 医療費助成制度
- 42 その他の助成
(申請が必要です。)

子育て・教育

- 43 子育て支援
- 43 妊娠したら
- 43 赤ちゃんが生まれたら
- 45 ひとり親家庭のために
- 46 保育所・幼稚園
- 46 小中学校の入学手続き
- 47 就学支援制度
- 48 学業支援
- 49 スポーツ施設一覧

暮らし・環境

- 50 ごみ・リサイクル
- 51 上水道・下水道
- 51 ペット・動物
- 52 和の社(なごみのもり)(葬祭場)
- 52 雇用・就業
- 52 道路・河川
- 53 都市計画・まちづくり
- 53 住まい・交通
- 53 空き家
- 54 農業・産業

町議会・選挙

- 55 町議会
- 55 選挙

生活ガイド

- 56 健康マップ
- 58 医療機関 薬局薬店リスト
- 59 健康マップ(町外)
- 60 リフォームの基礎知識
- 62 エコ+リフォームで快適で地球にやさしい暮らし
- 64 吉野ヶ里町商工会

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

(以下は広告スペースです)

住居表示特許(給・30)第11984号 総合建設業事務所

Ohtsubo

株式会社 **大坪装建**
Ohtsubo Seisaku Co., Ltd.

【業務内容】

- 総合改修工事 ●各種屋根塗装
- 鉄部塗装 ●外装塗装
- 一般住宅内装塗装 ●各種吹付塗装
- コーキング工事 ●各種防水工事
- 光触媒取扱い ●リフォーム工事
- 仮設足場工事 ●内装仕上工事

事業所 〒842-1108 佐賀県三養基郡みやき町大字西人289-2
TEL 0942-96-2979 FAX 0942-80-7191
倉庫 〒842-1108 佐賀県三養基郡みやき町大字西人289-4
E-mail : ohtsubo-seisaku@lbb.big.jp

Nagakura Electrical Industry Co., Ltd.

永倉電気工業株式会社

- ▶電気設備 ▶空調設備
- ▶太陽光発電 ▶eco事業
- ▶外構工事 ▶その他

〒842-0035
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町田手2455-2
TEL:0952-97-5125
FAX:0952-97-5135
http://www.nagakuradk.co.jp/

誰一人取り残さない

SDGsで輝く未来へビュン!!

株式会社西村商店は、最高のパフォーマンスを合い言葉に、
最高の組織を構築し、
SDGs企業行動憲章に基づいた行動を約束します。

METALIC FOREST
NISHIMURA SHOTEN

【営業時間】 月曜～土曜日 8:30～17:00
【定休日】 第1土曜・日曜・祝祭日

【従業員数】 男性7名、女性2名

32歳から73歳まで
元気に働く会社!

株式会社 西村商店 〒849-0123佐賀県三養基郡上峰町大字坊所1596-1
TEL.0952-52-3021 FAX.0952-52-3065

「捨てない」ことから始まる、西村商店の金属リサイクル



位置と地勢

吉野ヶ里町は、佐賀県の東部に位置し、東は三養基郡、北は脊振山地を隔てて福岡市、南と西は神埼市と隣接しています。

地形は、田手川の源流部や成富兵庫茂安の偉業である鮫水道を有する脊振山地からなる北部の山間地域と、川河川が築す肥沃な平野からなる南部の穀倉地帯とに分別される、縦に細長い形を成しています。

気候は比較的温暖多雨ですが、冬季には山間部で路面凍結や積雪を見るなど、四季の変化がはっきりした地域です。



町の歴史

吉野ヶ里町においては、弥生時代(約2千年前)の大規模な環壕集落跡である吉野ヶ里遺跡や、多彩な副葬品が発掘された三津永田遺跡・二塚山遺跡をはじめ、考古学的にも著名で重要な原始・古代の遺跡が多く分布しています。

奈良時代の平上鹿寺や大宰府へと続く「西海道」の官道跡などは古代社会の発展過程を考える上で重要なものです。また、脊振山一帯は、およそ千年に渡る山岳仏教で名高い土地であり、その中心遺跡として古代から近世と続く靈仙寺跡が残っています。

江戸時代には、小倉～長崎間(57里、約224km)を結ぶ長崎街道が中央部を東西に通じ、田手宿・目達原に残る街並みから往時の面影を偲ぶことができます。

このような歴史のなかで、地域内には遺跡や歴史的建造物、寺社など多くの歴史的、文化的遺産があり、また、各地域では伝承芸能や伝統行事等が継承され、地域文化を形成しています。

人口・世帯数

令和3年4月現在

人口 **16,172人** 世帯数 **6,594世帯**
(男 7,878人 / 女 8,294人)

Profile of Yoshinogari Town

(以下は広告スペースです)



株式会社 ミヤハラ物流

つなぐ、伝える、そして運ぶ

ミヤハラ物流は総合物流サービスで時代のニーズにお応えします！



佐賀県神埼郡吉野ヶ里町石動1760-1 TEL:0952-52-2360 FAX:0952-52-2375

吉野ヶ里町庁舎



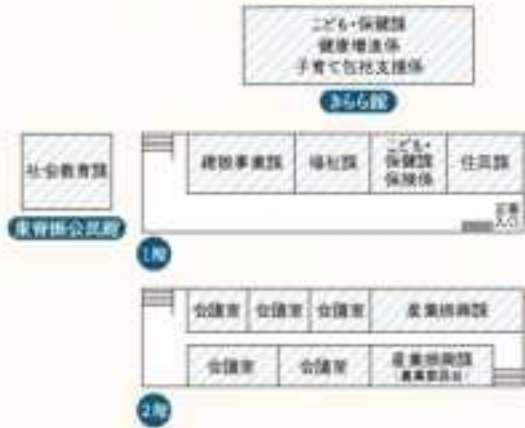
吉野ヶ里町役場 三田川庁舎

〒842-8501 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田321番地2
TEL 0952-53-1111 FAX 0952-52-6189



吉野ヶ里町役場 東脊振庁舎

〒842-0193 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津777番地
TEL 0952-52-5111 FAX 0952-53-1106



吉野ヶ里町ガイド

(以下は広告スペースです)

産業廃棄物及び一般廃棄物収集・運搬及び処分業務

OSHIMA

株式会社 大島産業
Change it to Necessary one
～不必要なものを必要なものへ～

〒842-0031 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田2133番地口第1
TEL : 0952-53-4400(代) FAX : 0952-53-4404
<http://oshima-industry.co.jp/>



吉野ヶ里町イベントカレンダー

吉野ヶ里町は四季によって
様々な表情を見せてくれます。



春 振千坊 聖茶まつり

栄西禅師の傳業をしのび、この町が日本で最初に茶樹が栽培されたところという史実を活かし、

茶樹栽培の発展、地域の活性化をめざしてはじまりました。3年に一度の大祭では、豊仙寺周辺で茶つみ体験、野点、スタンプラリーなどおもしろい催しが盛りだくさん。地域の人だけでなく、遠方の人たちにも茶に親しんでもらう絶好の機会となっています。

吉野ヶ里町「夏」ふれあい祭り



日中は、親子で楽しめる体験型イベントなど、そして夜になると盆踊りや楽しいステージイベントなど多くの人で賑わい、吉野ヶ里町の華やかな夏の風物詩となっています。

◎ 吉野ヶ里歴史公園北口

兵庫祭り



江戸時代、「治水の神様」と呼ばれるほど多くの治水事業に取り組み、吉野ヶ里町においても、農業用水や飲用水を導くための利水開発である「給水道」を築いた成富兵庫茂安公の傳業をたたえ、行われます。

◎ 水功碑前(給水道起点近く)

吉野ヶ里ふるさと炎まつり

生活の原点である火(炎)をモチーフに住民手作りの祭り・情報発信イベント。昼の部は楽しいステージイベントや物産展で賑わい、クライマックスとなる夜の部では、誰でも参加できる松明行列が公園内に列を成し、中学生を中心とした炎踊りや車窓呼による巨大送り火など幻想的な雰囲気を楽しめます。◎ 吉野ヶ里歴史公園祭りの広場



吉野ヶ里町の

伝統芸能

赤熊太鼓

今から460年前程、豊府国山口の城主、大内義隆の大軍と、佐賀、神埼を中心とする国人たちが合戦をし、大内軍を打ち破ったと伝えられています。その戦いを田手組の戦いと言い、その折、鉦、太鼓を打ち鳴らし奇襲をかけた勝利を得、大内勢による肥前支配を否定し肥前を守ったといわれています。



吉野ヶ里バンブーオーケストラ

自然の竹を活用した創作楽器による、日本初のアマチュア合奏団です。自然の竹が奏でる音色は奥深く懐かしく、人々の心を癒やしてくれます。自主イベントとして開催する「竹ものがたり」は、竹の音色のすばらしさや活用法などを多くの人に伝え、共感を抱いています。



(以下は広告スペースです)

OK COFFEE Saga Roastery

豆の仕入れから焙煎を自分たちで行い、「烘きたて・挽きたて・淹れたて」の美味しさをお楽しみ頂けます。

10種類以上の焙きたてコーヒー豆・粉の販売もしているので、おうち時間やキャンプのお供に是非お買い求めください。
「夏秋アイスのクリームソーダ」や「オケコヒのチョコ」をはじめとした小さなお子様でも楽しめるメニューもありますよ!

★一番人気★ OKブレンド	100g	378円 (税別税込)
ハンドドリップコーヒー	1杯	429円 (税込)
夏秋アイスのクリームソーダ	1杯	495円 (税込)

全てテイクアウト対応しているのでドライブのお供に是非お立ち寄りくださいませ。

OK COFFEE Saga Roastery 駐 車 場 8台あり
 吉野ヶ里町吉野田 273-11 営業時間 11:00 - 18:00
 (吉野ヶ里公園前より南に徒歩3分) 定 休 日 火曜日・水曜日

EDION

エディオン

ホーム電化・生活家電・リフォーム・家電のこだわり

おまかせください!

エディオン 吉野ヶ里

〒842-0031 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉野田2008-4
 TEL0952-52-4545 FAX 0952-52-4856
 URL: <http://www.edion.com>

吉野ヶ里うまれ・吉野ヶ里そだち

吉野ヶ里町で生まれ育った特産品をご紹介します！
ぜひ日々の食卓にお楽しみください。



脊振ジビエ

琴振の自然豊かな山々でドングリなどを食べて育った、くさみのない天然の猪肉。豚など比べて脂身がしつこくなく旨みがあるのが特徴です。



アスパラガス

吉野ヶ里町三田川地区を中心に栽培されています。1月～10月頃にかけて収穫されます。



イチゴ

味には定評のある町を代表する農作物。促成栽培で丹精込めて作られています。

栄西茶

「日本茶樹栽培発祥の地」との由来から、指定茶園の茶は町のブランドとして販売されています。



毎月
第一
日曜日

column

吉野ヶ里 夢ロマン軽トラ市

新鮮な野菜や果物、海産物、工芸品など地元ならではの商品や、掘り出し物がお得な価格でたくさん並ぶ吉野ヶ里夢ロマン軽トラ市は、早朝から多くの人で賑わっています。軽食のお店もあるので朝食は会場どうぞ。

📍 吉野ヶ里歴史公園東口駐車場

(以下は広告スペースです)

株式会社 おおせいさくしよ 合瀬製作所

設計開発のお手伝いから、材料購入、機械加工、後処理まで一貫した生産を行うことができます。

【施工品目】

- ・旋盤加工
- ・フライス加工
- ・研削加工
- ・ワイヤーカット
- ・ユニット組立

吉野ヶ里町吉田 2220-10
TEL 0952-53-3711
HP <http://www.ose.co.jp>

チナツ洋菓子店

OPEN 平日 10:00～20:00
日・祝 10:00～19:00

CLOSE 毎週月曜日
(月曜日が祝日の場合は翌日火曜日)

◆焼菓子やギフト用ラッピング商品は地方発送も承っております。

TEL0952-97-6656

T 842-0031
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田 2220-35
facebook / instagram : チナツ洋菓子店

五感で楽しむレジャー&自然

スリル満点の大自然アトラクション



吉野ヶ里町ガイド

フォレストアドベンチャー・吉野ヶ里

フォレストアドベンチャーとは、自然の立木の地上2m~15mの位置に設置されたプラットフォームと呼ばれる足場に登り、別の木に空中散歩を楽しみながら移動していき、地上へジップスライドで一気に滑り降りるといふ、スリルと爽快感、そして達成感が味わえるアドベンチャースポーツです。

アドベンチャーコース

森の高低と特徴を活かした最も難易度の高い本格的でダイナミックなコース。

キッズコース

九州では初となる小さなお子様向けのコース。約1~2mの低い位置に設置しており、ジップスライドも体験できます。保護者の方の目の届く範囲で安心して利用できます。

キャノピーコース

アドベンチャーコースより難易度を抑えた、お子様はもちろん初めてチャレンジする大人まで家族みんなで楽しめるコース。

ジップトリップツアー

山道散策をしながら、ジップスライドで山から山へスリリングに滑空移動していくガイドツアー。佐賀平野も臨める雄大な景色を楽しむことができます。



(以下は広告スペースです)

- ◆ 電力工事
- ◆ 水道工事
- ◆ 電気工事
- ◆ 空調工事
- ◆ 設備器具工事

株式会社 陣内工務店
 株式会社 建設業 代表取締役 河野 孝二
 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町和泉 60 番地
 TEL.0952-52-6686 FAX.0952-53-3666

有限会社 松浦電機
 代表取締役 宮地芳純

〒842-0035
 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町田子1512

TEL 0952-53-3588
FAX 0952-53-0043

**急なお車トラブル
出張修理対応します!**

自動車電装品修理
 ナビ、ドラレコ取り付け
 自動車修理
 農機具販売
 カーエアコン修理専門店

**車の電気専門店
株式会社ヤカベ電装**
 吉野ヶ里町田子1910-1
TEL:0952-53-5858

自然たっぷりの吉野ヶ里町には
遊びや癒しにあふれたスポットもたくさんあります。

町職員もオススメ!



アドベンチャーバレー SAGA

アドベンチャーバレーSAGAは、自然共生型アウトドアパーク「フォレストアドベンチャー・吉野ヶ里」をはじめ、MTB(マウンテンバイク)はもちろん、e-MTBやe-Bike など様々な乗り物が初心者から楽しめる多目的フロートレイル「トレイルアドベンチャー・吉野ヶ里」、人気のジップスライドがメインで楽しめる「ジップトリップツアー」などを併設した複合型アウトドアパークです。

- 📍 三津2753
- 🕒 9:00~15:00(季節により変動します)
- 📞 有 ☎ 090-2722-2753

トレイルアドベンチャー・吉野ヶ里

初心者から楽しめる多目的フロートレイルで、山の傾斜を利用してアップダウンやコーナーなどを配置したオフロードコースをMTB(マウンテンバイク)やe-MTB、e-Bikeなどで走り抜ける爽快感あふれるアクティビティです。バイクやヘルメット等のレンタルもあるので手ぶらで来場して遊ぶことができます。



家族で楽しむ吉野ヶ里レジャー

小さいお子さまも
楽しめます!



吉野ヶ里歴史公園

吉野ヶ里歴史公園には、物見やぐら、竪穴住居、高床倉庫等が復元され、弥生時代の雰囲気を体験できる空間となっており、園内は広大な敷地を4つのゾーンに分かれています。その中の一つ「古代の原ゾーン」では、広大な芝生の中に物見堂風の大型遊具などがあり、体を動かして楽しむことができます。

- 📍 田手1843
- ☎ 0952-55-9333



三田川中央公園

吉野ヶ里遺跡をモチーフにしたシンボルタワーをはじめ、大迫力の滑り台やダブルスライダー、ロックウォールクライマーなど、子どもたちに大人気の遊具がたくさんあります。併設してナイター完備の野球場、全天候型のテニスコート2面、憩いの広場、多目的広場などがあります。

- 📍 豆田1798-1



(以下は広告スペースです)

Furukawa フルカワ
グリーンシャドウ
MOTORCYCLE TEAM

人気車種多数取り扱っています!

〒842-0031 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉野238-6
本店 ☎ 1 0952-45-3997 FAX 1 0952-45-3992
E-mail | greenshadow@kds121stb.ne.jp

〒843-0912 佐賀県杵築市杵築八戸265-11
佐賀店 ☎ 1 0956-40-0290 FAX 1 0956-47-0300
E-mail | ya4723@net.ne.jp

<http://www.furukawa-motorcycle.com/>

一帯業務専用 加齢の味を味わうへー

イデマン味噌醤油醸造元

製造直売所・配達も承っております

取扱い商品 しょうゆ・みそ・味噌・めんつゆ・みそだれ
ごま油・たね油・たね油・たね油・たね油・たね油
からあげだれ・たまごかけしょうゆ ほか

井手食品 有限会社 ☎ 0952-82-2372

営業時間/9:00~18:30(土日祝日は17:00まで)
定休日/日曜日
ホームページ <http://www.ideman.jp>

相続、遺言
成年後見人
のご相談は
お気軽に

貞島司法書士事務所

司法書士 貞島 博文 (佐賀県司法書士会所属)

☎ 0952-37-9655

初回相談無料(30分程度)

受付時間 | 9:00~18:00

佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉野 657-58

自然たっぷりの吉野ヶ里町には
遊びや癒しにあふれたスポットもたくさんあります。

吉野ヶ里町ガイド



国の天然記念物

サザンカ自生北限地

千石山のサザンカは、自生の北限地帯として国の天然記念物に指定されています。約2.9ヘクタールの指定地に約2,200本が自生しており、晩秋から初冬にかけて真っ白な花を咲かせ、訪れる人の目を楽しませています。

景色に癒される吉野ヶ里の自然



蛤岳山頂

蛤岳は標高862.8メートル。九州自然歩道の一部で、花崗岩が雄岩と雌岩とに分かれた珍しい巨岩「蛤岩」があり、蛤に似ていることから「蛤岳」と呼ばれています。また山頂からは佐賀平野と有明海が一望でき、晴れた日には遠く雲仙の山々も見渡せます。

県の天然記念物

小川内の杉

山紙神社の神木であり、「夫婦杉」の愛称で地元の人々の心の拠りどころとして親しまれてきた巨木で、樹齢は500～600年と推定されています。高さは約38メートルあり、根元で重なる3本の巨大な幹が天を突くように伸びる姿は壮観です。



ずっと吉野ヶ里町を見守ってきた杉の大きさにびっくり!!

(以下は広告スペースです)

開運厄除
護摩祈禱
（多摩台）
毎月第1日曜日

佐賀城鬼門除け
肥前国史観荘厳寺
三密祈願道場

厄除

和暦2年(799)開創
背振山下宮 積翠教寺
天台宗

修学院

吉野ヶ里町松隈(坂本)1400
TEL 0952(52)5285 ホームページ sa?urlan.com

吉野 粟 麦米
YOSHINO BAKUBEI

株式会社 大成

毎日100種類の頂きたてパンと、とれたて新鮮野菜が生んでいます。

営業時間
9:00～19:00

吉野ヶ里町大字大倉1407番地1
☎0952-37-8983

山茶花の湯

営業時間 10:00～23:00
〒843-0103 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町山崎 76番4
TEL: 0952-53-2619
http://www.sazanaka-yu.com



千本桜

村制100周年記念塔では、ソメイヨシノ、ヤマザクラ、オオシマザクラの3種類の約1,000本の桜が花を咲かせます。種類が違うため開花時期がずれており、長い期間楽しむことができます。

自然を堪能したあとは…

道の駅吉野ヶ里 さざんか千坊館

吉野ヶ里町で採れた野菜や果物、吾妻山系の天然水を使った焼きたてのパンを販売しています。購入だけでなく、旬の食材にこだわった料理や果物を使用したスイーツなどお食事を楽しむことができます。展望台からは雲仙普賢岳や佐賀平野を一望でき、夜景スポットとしても人気を博しています。



野菜や果物は
もちろん
焼きたてパンも
お気に入り!



- ◎【物産館・レストラン】9:00～18:00
【果実工房「新SUN」吉野ヶ里店】
10:00～17:00
- 休 毎月第3水曜日、12月31日～1月3日
- ◎ 松隈1710-11 ☎ 0952-55-6175

ひがしせふり温泉 山茶花の湯

露天風呂や吉野ヶ里町の特産品でもある米西茶を使用した米西の湯など、様々な種類のお風呂が楽しめます。露天風呂では、佐賀平野と吾妻山脈が一望でき、夜には満天の夜景と星空を楽しみながら入浴できます。お食事処「利休亭」では、新鮮な地元の食材を使った料理を提供しています。また、広場ではバーベキューやグラウンドゴルフの利用もできます。

- ◎ 石動76番4
- ☎ 0952-53-2619



開放的な景色を眺めながら湯気でリフレッシュ



(以下は広告スペースです)



銘杉材・銘松材 専門工場
役物各種注文材

有限会社
古賀製材所

代表取締役 古賀 健次

神奈川県吉野ヶ里町吉田2132-3
TEL 0952-52-2253(代)
FAX 0952-52-2297

不動産
なんでも相談室



フクダ不動産



〔事務所〕 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田 808-12

TEL 0952-53-1785

フクダ不動産 佐賀 神埼

歴史と文化のクロスロード

吉野ヶ里遺跡

今やその名を全国に知らしめた吉野ヶ里遺跡は、昭和61年から文化財発掘調査によりその姿をあらわしました。日本一の規模を持つ弥生時代の環壕集落をはじめ、墳丘墓、物見やぐら跡など歴史上重要な発見が行われ、それまで多くのベールに包まれていた弥生時代の人々の暮らしが次第に明らかになったのです。吉野ヶ里遺跡は、3世紀ごろの中国の歴史書「魏志倭人伝」に書かれている邪馬台国の情景にたいへん似ていることから、邪馬台国九州説があらためて浮上し、全国から注目を集めています。



吉野ヶ里町ガイド



様々な出土品

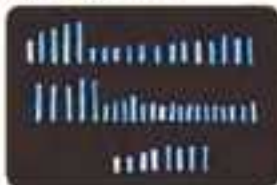
把頭飾付き有柄細形銅剣



巴形銅器



ガラス製管玉



物見やぐら

「魏志倭人伝」に記された楼観(ろうかん)跡と推定される、弥生時代の見張り台。吉野ヶ里遺跡は小さな集落・ムラを統括していた中核集落・クニと推測されており、物見やぐらで侵略者を監視していました。



(以下は広告スペースです)

百田種苗農材(株)
神埼町本町3180-18
☎(0952)52-2371

ハウスビニール・各農業資材・農薬・肥料・野菜種子などプロの農家用から家庭用まで幅広く取り扱っています

定休日：第2・第4日曜
営業時間：9:00~18:30
(4月・9月は休みなし)

SUZUKI ARENAメタバル
スズキトラストショップ/民間車検工場・钣金工場

【営業内容】
●車検 ●整備 ●钣金塗装
●自動車販売 ●自動車保険代理店

〒859-0218 神埼郡吉野ヶ里町吉田2118-6
☎0952-52-1555(代)
FAX0952-52-9665

整備工場
☎0952-52-6648

やきとり

紋次郎

代表 橋本 和英
☎0952-52-6973
吉野ヶ里町吉田2946-28 FAX0952-53-5681

吉野ヶ里遺跡だけではなく様々な歴史の足跡が吉野ヶ里町には残っています。



国重文

木造釈迦如来坐像

東妙寺の本尊で、桧材による寄木造りで、漆下地による金箔が貼られています。体内は内朝りが施され、目には水晶がはめ込まれ玉眼となっています。鎌倉時代前期の制作と考えられています。

もくぞうしようかののりゆうぞう

国重文

木造聖観音立像

東妙寺の西側にあった妙法寺の本尊として祀られていたと伝えられています。檜材の一木造りで、量感のある体軀や翻波式衣紋(ほんばしきえもん)などの特徴から、平安時代前期の制作と考えられています。



東妙寺

鎌倉時代後期の弘安年間(1278-1288)に、蒙古袭来をきっかけとして後宇多天皇の勅

願(ちよくがん)により、敵軍退散の祈禱寺として唯円(ゆいえん)上人によって創建されたといえられる、真言律宗の古刹です。



日本最初の茶樹栽培地!

霊仙寺跡

和銅2年(709年)、元明天皇の勅により堪曇(たんどん)上人が開山、九州でも代表的な山岳仏教の聖地として信仰を集め、百撰千坊と称されるほどの隆盛を誇っていたところでした。

現在は江戸時代末期に建立された乙護法堂を残すのみです。



霊仙寺跡からの眺望

霊仙寺跡から望む茶畑の景色は、情緒あふれる絶景です。1191年、臨済宗の開祖栄西が日本で初めて茶種を栽培したところで有名です。



ちょっと
目知り

column

「日本茶樹栽培発祥の地」 吉野ヶ里

1191年、臨済宗の開祖栄西は宋(今の中国)留学から帰る際、霊仙寺に滞在し、宋から持ち帰った茶の種子を霊仙寺西の谷の石上(いわかみ)坊の庭にまき、茶を栽培し、その製法をもたらしました。これが、「日本最初の茶樹栽培地」であるといわれるところです。今では山すそ一帯に広がる緑の茶畑は、八百年の歴史を物語るしています。



今では山すそ一帯に広がる緑の茶畑は、八百年の歴史を物語るしています。

(以下は広告スペースです)

法、戒名彫刻 税込 **20,000円**
※立地条件によって金額が異なります。

- 新規墓石 ●墓じまい
- 墓石リフォーム など

何でもお尋ねください!

御本尊ご先祖様そして家族に感謝

石裕社

吉野ヶ里町田手1817-12
TEL-FAX0952-52-2210
代表 福島 裕一 WEB 石裕社

味自慢

大久ラーメン

【営業時間】11:00~21:00
※コロナ感染防止のため、当面の間20:00閉店
【定休日】毎週火曜日

吉野ヶ里町吉田30-3
☎0952-53-4993

光安茶舗

お茶の専門店・精製茶製作販売
毎月20日は、お茶の特売日です
吉野ヶ里町吉田2946-78
☎/FAX 0952-52-2762



田手神社

天智天皇もしくは、斉明天皇の時代に建立されたといわれる田手神社は、鍋島藩時代には佐高伊勢町の伊勢神宮とともに伊勢参りの代参社として、多くの人々が参拝に訪れていました。



下石動天満宮

字間の神様、菅原道真公を祀った由緒ある天満宮で菅原道真の子孫が建立したと伝えられています。境内には、肥前島屋や楠木の大きな木が歴史をしのばせます。25年に一度、大祭が行われます。



修学院

慶長年間(1596年頃)、佐賀藩祖鍋島直茂公の命により再興された、天台宗の由緒ある寺で、桜としゃくなげの名所としても有名です。



長崎街道<田手宿・目達原宿>

長崎街道は江戸時代小倉～長崎57里(約224キロメートル)を25の宿場で結び、今も当時の面影を残す建物などがみられます。町内には正式な宿はありませんでしたが、中原宿・神城宿間の「関の宿」として田手宿などがありました。当時田手川は橋がなく、川底に石を置いて渡る陸渡でした。

目達原宿の祇園神社前には「惠比寿石像」が残り、往時の宿の存在を物語っています。



田手宿



目達原宿

(以下は広告スペースです)

原土木

一般土木・舗装・道路
管・とび土工
水道施設工事

〒842-0031 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田 072-13
TEL 0952-52-4733 FAX 0952-52-5019
E-mail: haradoboku@magma.jp

良品良縁

醸造元の想いが
食卓の笑顔につながるように…
配達致しますのでお気軽にお買い下さい。

株式会社北村醤油醸造
吉野ヶ里町吉野ヶ里 1594
TEL 0952-52-2441 FAX 0952-52-8724
<http://www.kitamura-kyozou.com/>

大和鐵工株式会社
吉野ヶ里町石動1622-1
☎ 0952-52-3092
FAX 0952-52-3116

村制100周年 記念塔

平成元年、旧東脊振村の村制施行百周年を記念し村のシンボルとして造られました。展望台から佐賀平野が一望でき、遠くは雲仙、普賢岳が見えます。



石塔院<しゃくとういん>

東妙寺と同じく元寇の勅願祈禱寺として唯円上人により創建されたといわれています。境内には多数の石塔が残されており、東妙寺の開基である唯円上人の供養塔といわれる五輪塔のほか、鎌倉三親王将軍や日時(頼島勝茂)の供養塔といわれる五輪塔が4基並んでいます。



西往寺<大木家菩提寺>

天文7年(1538年)に僧 惠秀の創建と伝えられています。戦乱により衰退しましたが、豊臣秀吉の九州平定後の国分けで、旧横田村一帯を領地としました。

元筑後の大木城主大木知光が菩提寺としたことで立ち直り、墓所が佐賀市宗智寺に移るまでの150年間の歴代当主の墓があります。明治の元勳、大木重任、逸吉父子はこの子孫にあたります。



(以下は広告スペースです)

株式会社
徳島建設
代表取締役 徳島 利昭

舗装 土木 工事 一式

TEL (0952)53-6066

佐賀県神埼郡吉野ヶ里町田手 2043 FAX(0952)20-1080

有限会社 **千綿産業**
代表取締役 千綿 克明

〒842-0032 神埼郡吉野ヶ里町立野731-1

TEL 0952-52-2612 (代)

FAX 0952-52-2709

いつも自然と **遊木館**
植木直売 神埼町二子

有限会社 **山田造園**
yamada

原知事許可第 9512 号
吉野ヶ里町田手 1817-11

☎ 53-2108
FAX 53-2728



歴史の道百選

筑前街道

12世紀頃に造られた博多と肥前神埼を結ぶ道路で、吉野ヶ里町松隈から那珂川市山田までの道は平成8年に「肥前・筑前街道-脊振坂越」として「歴史の道100選」に選ばれました。



九州自然歩道と蛤水道

蛤水道とは、元和年間(1620年頃)鍋島藩の重臣、成富兵衛茂安が福岡市へ流れる水を佐賀県側に流すために築いた1,260メートルの人工水路です。蛤岳からこの蛤水道、九千部山を経て基山へつながる道は九州自然歩道として整備されており、四季折々に見せてくれる美しい自然が、訪れる人々の目を楽しませてくれます。



(以下は広告スペースです)

自転車販売・出張パンク修理OK
サイクル・スポーツ
ツツイ
 吉野ヶ里町三津719-6
 家寄塚小学校前
☎52-5612
 送迎致します
ペットサロン
ツツイ



(以下は広告スペースです)

SAKAMOTO
 WOODWORKING

坂本木工所

〒842-0031 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田894-8
TEL 0952-52-2843
FAX 0952-52-7079
 福岡工場/福岡県糟屋郡新宮町立花口383-35
 E-mail: sakamoku@cc4.technowave.ne.jp

吉野ヶ里町 暮らしの便利帳

行政ガイドINDEX

 いざという時のために 18

 介護・福祉…………… 37


 届出・証明…………… 24

 子育て・教育…………… 43

 税金・年金…………… 30

 暮らし・環境…………… 50

 医療・健康…………… 33

 町議会・選挙…………… 55

(以下は広告スペースです)

 **佐賀新聞**
吉野ヶ里販売店
〒842-0031
神埼郡吉野ヶ里町吉田1021-10
☎0952-55-8280


地域情報と安心を
毎日、元気にお届け中!!
ふれあい安心ネットワーク
登録者募集中!

 **自然と共に、
未来を創造する。**
Muta **～地域になくではならない会社を目指して!!～**
総合建設業
牟田建設株式会社
代表取締役 牟田 正明

本社 〒842-0103 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町大曲 1756
TEL 0952-52-2355・FAX 0952-52-0400



いざという時のために

町がお知らせする避難情報

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保 ^{※1}
(警戒レベル4までに必ず避難！)			
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示 ^{※2}
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難 ^{※2}	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報(気象庁)
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報(気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない

※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである

(注) 避難指示は、現行の避難勧告のタイミングで発令する

情報を収集

◎ よしのがりメール

町では、防災情報や行事・イベント情報を電子メールで配信するサービスを提供しています。

町からの情報を携帯電話やパソコンへ受け取れるようにして災害に備えましょう。

● 配信情報

・避難情報

・行事・イベント情報・その他行政情報等

QRコードを読み取って空メールを送信しましょう。



◎ 佐賀地方気象台

佐賀地方気象台のホームページが携帯端末向けに見やすくなりました。

- ・レーダー画像や解析雨量、アメダスでの観測データ
- ・天気や気温の予想 ・注意報・警報の発表関係
- ・危険度判定メッシュ情報等

気象状況の把握に有用な各種コンテンツが掲載されていますので、ぜひご活用ください。

気象台のホームページは、下のQRコードをご利用になるか「佐賀地方気象台」と検索してご利用ください。



(以下は広告スペースです)

地域防災のパートナー

株式会社
ひらい工務店

【防災協力グループ】
株式会社富士建設/フジ道路有限公司

〒842-0031 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田1932-4
TEL 0952-52-2557
FAX 0952-52-1989



☉ Yahoo!防災速報

ヤフー株式会社との協定に基づき、「Yahoo!防災速報」の配信を開始しています。緊急地震速報や避難情報、豪雨予測などをお知らせするサービスです。

● 配信情報

- ・避難に関する情報(避難指示等や避難所の開設情報)
- ・ライフライン情報(断水・給水や停電情報)
- ・災害時の注意喚起(台風接近時)・緊急地震速報(地震の予報・警報)・自治体からの緊急情報

 **今すぐアプリをダウンロード!**



☉ 防災ネット あんあん

佐賀県が携帯電話等のメール機能を使い各種防災情報等を配信しています。ぜひ登録して、地域の防災活動や安全・安心の確保に役立てましょう。

・防災情報

- (1) 気象注意報・警報 (2) 地震情報(県内震度3以上)
- (3) 津波情報 (4) 台風情報 等


・防犯情報・緊急情報・火災情報・生活情報

上記の項目以外にも、必要な配信情報を選択することができます。

右のQRコードを読み取って登録してください。



ため池ハザードマップ


 産業振興課 農林整備係
☎37-0347 FAX53-1106

大規模地震や集中豪雨等の理由により、ため池の決壊が発生した場合に想定される浸水想定区域、避難場所、避難行動の心得などをまとめています。

「避難場所はどこか」「避難場所へはどう行けば安全か」等を確認し、いざという時に落ち着いて行動できるように家族や地域で話し合っておきましょう。
(上石動地区/石動・三津地区)




防災マップ

 総務課 交通防災係
☎37-0330 FAX53-6571

災害はいつどのような形で起こるか予想ができません。いざという時のために自分が暮らしている場所がどのような環境なのか防災マップで事前に確認しておきましょう。



防災行政無線の電話応答サービス

 総務課 交通防災係
☎37-0330 FAX53-6571

防災行政無線の放送を聞き逃した方や、もう一度内容を確認したい方は、下記の電話番号に電話をすることで24時間以内の放送であれば、何度でもご確認いただけます。

フリーダイヤル

0120-603-113

PHS、衛星電話、市外からの固定電話通話者は☎0952-52-5960(通話料がかかります。)

電話をかけた後、音声ガイダンスに従って操作してください。地区放送は、確認することができませんのでご了承ください。

☉ 防災伝言ダイヤル「171」

大規模な災害が発生した際に、被災地の方々が録音した安否情報を、その他の地域の親戚や友人などが「災害用伝言ダイヤルセンター」を通じて再生することができます。伝言の録音・再生は被災地の方々の自宅の電話番号、公衆電話、携帯電話・PHS(共に一部事業者を除く)を使って行います。

なお、利用にあたっての事前の契約などは不要です。

171 をダイヤルし、ガイダンスに従ってください。

☉ 自主防災について

災害が発生したとき、一人では何もできなくても、地域の人々が協力すれば大きな力になります。日頃から自主防災組織の活動に積極的に参加することが、自分や家族を守ることに繋がります。

☉ 災害情報

災害時には、町より各種情報を提供します。また、皆さんからの情報も速やかにお知らせください。



いざという時のために

非常時持ち出し品リスト

☑ 水

- 飲料水(ミネラルウォーター、スポーツ飲料等)
- 給水袋 (給水車から水をもらうため)



☑ 食料品

- レトルト食品
- 缶詰
- 菓子類(ビスケット、チョコレート)
- 栄養補助食品
- スティックタイプの粉ミルク



☑ 調理器具

- 包丁
- はさみ
- ナイフ
- 食品用ラップ(お皿に巻いて洗剤を減らします。保湿や応急手当にも)
- アルミホイル
- 簡易食器類
- ほ乳瓶



☑ 清潔品

- 歯ブラシ
- 携帯トイレ
- トイレットペーパー
- ビニール袋
- 除菌ウェットティッシュ
- 紙おむつ



☑ 薬・救急用品

- くすり
- ばんそうこう
- 包帯
- マスク



☑ 情報確認手段

- 携帯電話
- スマートフォン充電器
- 予備バッテリー
- 携帯ラジオ



☑ 日用品

- 使い捨てカイロ
- ティッシュ
- 新聞紙
- 懐中電灯
- 乾電池
- マッチ
- ライター
- 敷物・レジャーシート
- 軍手か手袋
- ビニール袋
- 毛布
- ブランケット



☑ 衣類等

- タオル
- 増替え(下着を含む)
- 予備の履物
- コンタクトレンズ
- 雨具(レインコート、長靴など)
- スリッパ



☑ 筆記用具

- 筆記用具
- メモ帳
- 家族の写真(はくれた時の確認用)
- 緊急時の家族、親戚、知人の連絡先
- 地図



☑ 貴重品・書類

- 現金(小銭含む)
- 車や家の予備鍵
- 銀行の口座番号
- 生命保険契約番号など
- 健康保険証
- 身分証明書(運転免許証、パスポートなど)
- 印鑑、母子健康手帳
- 年金手帳



ローリングストックを活用しよう

ローリングストックとは？

「必要なものを必要な分だけ」を実践し続けるため、備蓄(ストック)している食料や飲み物を賞味期限前に消費し、消費した分を新しく補充していく方法です。



公衆衛生の豆知識

国和京産ホームページ「ほかの人にくっつかないために」
<https://www.kanrei.go.jp/headline/kansei/ha.com/news/ha.com>より加工・編集しています

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう

咳エチケット



マスクを着用する(口・鼻を覆う)



ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う



袖で口・鼻を覆う



何もせずに咳やくしゃみをくしゃみをさする



咳やくしゃみを手でかき取る

咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないために、咳やくしゃみをさする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることです。
 対面の人と人の距離が近い混雑(近いに手を伸ばした距離)距離でもおよそ2mとされていますが、一定時間以上、多くの人々との間で交わされる場所は、リスクが高いです。感染しやすい環境に行くことを避け、手洗いや咳エチケットを徹底しましょう。

日頃の備えについて

家具などが転倒すると、下敷きになってけがをしたり、避難経路をふさいだりしてしまいます。家具を固定するなど、転倒防止の対策を行いましょう。

屋内編

転倒を防ぐ

ダンスや棚はL型金具などで壁の横や柱に固定する。テレビやパソコンを台に乗せている場合は、金具や耐震シートなどで本体と台を固定し、L型金具などで横や柱に固定する

置き場所を考える

寝室や子ども・高齢者の部屋、出入口付近にはできるだけ背の高い家具は置かないようにする

就寝中の危険を減らす

家具から離れた位置に就寝するなど、転倒した場合の危険を減らす



照明器具も危険

吊り下げ式の照明器具は複数のチェーンを使い、数箇所を天井に留め固定する

開く扉に注意

引き出しや扉にはストッパーなどを取り付け、中身が飛び出さないようにする

屋外編

倒れた塀は避難や救助・消火活動を妨げることにもなります。

屋根

落下防止のため、屋根瓦のひび割れ、ズレなどは補修し、アンテナはしっかり固定する

ベランダ

落下する危険がある場所には、植木鉢などを置かない



戸や窓

ガラス飛散防止フィルムを貼っておく

ガスボンベなど

飛ばされそうなものは、しっかり固定する

ブロック塀・門柱

ブロック塀や石塀などは強度が足りないものは補強し、ひび割れや傾きなどがあれば補修する



いざという時のために

地震に備えて

過去おこった地震災害を教訓に、今後同じ規模の地震が来ても的確に行動できるように、備えておきましょう。

地震時の10の行動と心得



1 まず我が身の安全を確保



2 速やかに火の始末



3 非常出口を確保



4 あわてて外へ飛び出さない



5 狭い路地、壁ぎわ、がけ、川べりには近づかない



6 津波、がけ崩れに注意



7 みんなで応急救護に協力



8 自動車は「左」に寄せて停車
走行中の自動車は、エンジンを止めてカーラジオで災害情報を聞く

9 避難は徒歩で、荷物は最小限で

正しい情報を聞くことが大切



10 デマなどにまどわされない

風水害に備えて

近年、局地的な大雨や集中豪雨の回数が増加しています。被害を軽減するためには日ごろの気象情報に注意し、万一心構えと事前の準備が大切です。

台風対策

[屋内]

雨戸や窓を補強し、
不要な外出は控える！

[路上]

看板が飛んだり、街路樹が
倒れてくることに注意！

[海岸]

高波や高潮の危機がある
ため、海辺に近づかない！



大雨対策

[屋内]

床下・床上浸水被害に備え、2
階へ避難する。また、がけ地
に近い部屋には入らない！

[川べりなど]

急な増水の危険があるため、
川などには近づかない！



土砂災害に備えて

土砂災害(土石流、がけ崩れ、地すべりなど)は、地震や大雨の影響で地盤がゆるんで発生します。ハザードマップで危険箇所を確認するとともに雨足が強まったときには、佐賀県や気象庁のホームページ等を確認しましょう。

土砂災害の種類と前兆現象



1 山鳴り、木立の裂ける音がしたり、川が濁ったり、雨が降り続けているのに川の水位が上がり始めたら**土石流**に注意！



2 がけから小石が落ちてきたり、がけに裂け目ができたり、水が湧いてきたら**がけ崩れ**に注意！



3 地面にひび割れや地面の一部が陥没や隆起をしたら**地すべり**に注意！



消防・救急

救急車の利用についてお願い

救急車は、一刻も早く病院などへ収容しなければならぬ重病人やけが人を安全に病院に運ぶためのものです。安易な利用は避けて、動ける人はマイカーやタクシーを利用してください。

火事の通報および救急車の要請をするときは

通報はあわてず、正確に！！

火事 のとき

火事です！
(家・山)が
燃えています。

住所は、吉野ヶ里町
〇〇の〇番〇号です。
目標物は、〇〇です。

私は、〇〇(住所)に住む〇〇(氏名)です。
電話番号は、〇〇です。

※マンションやビルの場合、名称と〇階の〇号
室ということも知らせてください。
※住所がわからないときは、目標物になるもの
(建物、バス停など)を伝えてください。



火事や救急のときは119番



救急 のとき

交通事故
(急病)です！

場所(住所)は、
吉野ヶ里町〇〇の〇番〇号
です。目標物は、〇〇です。

負傷者(病人)は〇〇で、状況(症状)は〇〇です。
・事故の場合:事故の状況、負傷者の数、容態
・急病の場合:患者の性別、年齢、症状

私は、〇〇(住所)に住む〇〇(氏名)です。
電話番号は、〇〇です。



佐賀県医療機関情報・救急医療情報システム「99さがネット」

(<http://www.qg.pref.saga.jp/>)

佐賀県医療機関情報・救急医療情報システムは、県内の病院・診療所、消防機関などをインターネットで結び、救急医療や医療機関の情報を県民の皆さんにお知らせするとともに、医療機関相互の連携に活用するものです。

このシステムは、大きく2つの機能を持っています。

- ・救急医療情報 最寄りの救急医療機関をご案内します。
 - ・医療機関情報 地域の医療機関や歯科医療機関の情報をご案内します。
- ※夜間や休日に体調を崩したり、ケガをしたりしたときは、まず、かかりつけ医に連絡してください。もし、かかりつけ医と連絡がとれず困ったときには、救急医療情報システムをご活用ください。

携帯電話サービス



携帯電話から医療機関を検索できます。

休日在宅当番医

神埼郡医師会内の医療機関で輪番で対応しています。

広報等で医療機関・受付時間をご確認のうえ、ご受診ください。

受診の際は、健康保険証を忘れずにお持ちください。

※小児受診につきましては、対応できない医療機関がありますので、事前に各医療機関へお問い合わせください。

受診できない場合は、佐賀市休日夜間こども診療所をご利用ください。

※原宿しさ・強いだるさ・高熱等の症状があり、新型コロナウイルスの感染が疑われる方は、直接受診する前に、必ず、受診・相談センターまたは医療機関に電話でご相談ください。

・受診相談センター(午前8時30分から午後8時まで)

発熱等の症状がある方専用ダイヤル:0952-69-1102

・その他の一般相談ダイヤル:0954-69-1103

休日歯科診療所

佐賀市等と共同で、吉野ヶ里町では、休日等における救急歯科医療を確保することを目的に休日歯科診療所を設置しています。休日に急な歯痛等でお困りの際は、ご利用ください。

所在地:佐賀市水ヶ江一丁目12番11号 佐賀市医師会立看護専門学校ビル内

診療日:日曜日、祝日、振替休日、年末年始(12月31日～1月3日)

診療時間:午前9時30分から午後4時まで

電話番号:0952-24-1426

小児受診

病院の診療を受けるか判断に迷っている時は

小児救急医療電話相談【#8000】(毎日午後7時から翌日午前8時まで)(携帯電話の利用可)

※ダイヤル回線からおかけの方は【0952-24-2200】におかけください。

休日夜間こども診療所

佐賀市等と共同で、吉野ヶ里町では、休日や夜間における小児の初期救急医療を確保するため、休日夜間こども診療所を運営しています。

所在地:佐賀市水ヶ江一丁目12番11号 佐賀市医師会立看護専門学校ビル内

診療日および診療時間:

・平日:午後8時から午後10時まで(受付時間:午後9時45分まで)

・土曜日:午後5時から午後10時まで(受付時間:午後9時45分まで)

・日曜日・祝日・12月31日から1月3日まで

午前9時から午後1時まで(受付時間:午後0時45分まで)

午後2時から午後10時まで(受付時間:午後9時45分まで)

(ただし、急を要する患者さんについては、午後1時から午後2時の間も診療します。)

久留米広域小児救急センター

久留米広域市町村圏事務組合と共同で、休日や夜間における小児の初期救急診療を実施しています。

診療時間:毎日 午後7時～午後11時(午後10時30分受付終了)

診療場所:聖マリア病院 地域医療支援棟1階

(〒830-8543 久留米市津福本町422)



届出・証明

本人通知制度

問 住民課 住民係 ☎37-0333 FAX52-6189

吉野ヶ里町では本人通知制度を実施しています。

昨今、身元調査などに利用するため、第三者が委任状を偽造し、証明書などを不正に取得する事件が発生しています。そのような場合に早期に不正を発見できるのが、本人通知制度です。

現在、吉野ヶ里町に住民登録をしている人や本籍がある人を対象に、戸籍情報を含む証明書(住民票の写し等)が本人の代理人や第三者の請求により交付された場合に、対象者に書面でお知らせしています。

通知内容

・証明書の交付年月日 ・証明書の種別 ・交付した通数 ・交付請求者の区分(代理人又は第三者)

戸籍

④ 戸籍の届出について

戸籍は、出生・婚姻・死亡などを記録し、親子や夫婦等の身分関係を証明するものです。戸籍届には出生届や死亡届のように届出期間が法律で定められているものや、婚姻届や養子縁組届のように届け出ることによって効力を発生させるものがあります。

開庁中の戸籍届は住民課住民係(三田川/東脊振)にて受け付けています。

※宿直窓口に届書を提出された場合は、宿直職員が届書を受領し、翌開庁日に住民課職員が内容を審査したうえで受理の決定を行います。届書の訂正等が必要な場合は、再度来庁していただくこととなりますのでご注意ください。

三田川庁舎 宿直窓口

平日の夜間(午後5時15分～翌午前8時30分)、土曜・日曜・祝日(24時間)

東脊振庁舎 宿直窓口

土曜・日曜・祝日(午前8時30分～午後5時15分)

	届出先	手続きに必要なもの	内容および注意事項
出生届	出生地、または本籍地あるいは届出人の住所地、所在地の市区町村役場	<input checked="" type="checkbox"/> 印鑑(スタンプ式は不可) <input checked="" type="checkbox"/> 母子手帳 <input checked="" type="checkbox"/> 子の扶養者の保険証 <input checked="" type="checkbox"/> 出生証明書	生まれた日から14日以内に届け出てください。
婚姻届	夫か妻の本籍地、住所地または所在地の市区町村役場	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦(一方の旧姓)の印鑑(スタンプ式不可) <input checked="" type="checkbox"/> 本籍地が他の市区町村の場合は戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) <input checked="" type="checkbox"/> 本人確認書類	成人2人の証人が必要です。婚姻により転入の方は、前住所地から転出証明をお持ちください。
死亡届	死亡者の本籍地、届出人の住所地、所在地あるいは死亡した場所の市区町村役場	<input checked="" type="checkbox"/> 死亡診断書(死亡届についています) <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑(届出人のもの、スタンプ式不可)	死亡の事実を知った日から7日以内に届け出てください。
離婚届	夫婦の本籍地、住所地または所在地の市区町村役場	<input checked="" type="checkbox"/> 印鑑(夫と妻は別のもの、スタンプ式不可) <input checked="" type="checkbox"/> 本籍地が他の市区町村の場合は戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) <input checked="" type="checkbox"/> 本人確認書類	協議離婚の場合は成人2人の証人が必要です。
転籍届	本籍地、住所地、所在地、転籍地の市区町村役場	<input checked="" type="checkbox"/> 印鑑(スタンプ式は不可) <input checked="" type="checkbox"/> 本籍地が他の市区町村に転籍する場合は戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) <input checked="" type="checkbox"/> 本人確認書類	戸籍の筆頭者と配偶者がともに届出人となりますので、各々の印鑑を持参してください。

※上記届出事項の他に、認知届、養子縁組(離縁)届、入籍届、氏・名の変更届、帰化届などがあります。

※婚姻届、離婚届、養子縁組届、養子離縁届、認知届、転籍届をされる方は、届出人の本人確認のためにマイナンバーカード、運転免許証等をご持参ください。

住民登録

☎ 住民課 ☎37-0333(三田川庁舎 住民係) 37-0351(東脊振庁舎 住民係)
 FAX52-6189(三田川庁舎) 53-1106(東脊振庁舎)

住民票(住民基本台帳)は、皆さんの住所や転入・転出状況、家族構成などを記録・証明するもので、選挙人名簿、就学、国民健康保険、国民年金、介護保険などの行政サービスの基本となるものです。住所の異動があった場合には届出が必要です。

届出事項	異動内容	手続きに必要なもの	内容および注意事項
転入届	他の市区町村から引っ越してきたとき	<input checked="" type="checkbox"/> 転出証明書 <input checked="" type="checkbox"/> マイナンバーカード又は住民基本台帳カード(有効期限内のカードをお持ちの方のみ) <input checked="" type="checkbox"/> 在留カード又は特別永住者証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑(スタンプ式は不可)	・引っ越した日から14日以内に届出をしてください。 ・届出では、転入先の番地/アパート名部屋番号まで書いてください。 ・同居人の場合は、同居承諾書が必要です。
転入届	外国から引っ越してきたとき	<input checked="" type="checkbox"/> パスポート <input checked="" type="checkbox"/> 戸籍謄本及び附票 <input checked="" type="checkbox"/> 在留カード(交付前であれば旅券)又は特別永住者証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑(お持ちの方でスタンプ式は不可)	・引っ越した日から14日以内に届出をしてください。 ・届出では、転入先の番地/アパート名部屋番号まで書いてください。 ・同居人の場合は、同居承諾書が必要です。
転居届	初内で引っ越したとき	<input checked="" type="checkbox"/> マイナンバーカード又は住民基本台帳カード(有効期限内のカードをお持ちの方のみ) <input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険者証(お持ちの方) <input checked="" type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険証(お持ちの方) <input checked="" type="checkbox"/> 介護保険証(お持ちの方) <input checked="" type="checkbox"/> 子どもの医療費受給資格証(加入者のみ) <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑(スタンプ式は不可)	・初内で引っ越した日から14日以内に届出をしてください。 ・届出では、転居先の番地/アパート名部屋番号まで書いてください。 ・同居人の場合は、同居承諾書が必要です。
転出届	他の市区町村に引っ越すとき	<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険者証(お持ちの方) <input checked="" type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険証(お持ちの方) <input checked="" type="checkbox"/> 介護保険証(お持ちの方) <input checked="" type="checkbox"/> 子どもの医療費受給資格証(加入者のみ) <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑(スタンプ式は不可)	他の市区町村へ引っ越す前に届出をしてください。
世帯変更届	以下の状況になった場合 1. 世帯主が変わったとき 2. 世帯を分けたとき 3. 世帯を合併したとき	<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険者証(お持ちの方) <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑(スタンプ式は不可)	・世帯に変更があった日から14日以内に届出をしてください。 ・理由書が必要です。

- ・届出人の本人確認のため、マイナンバーカードや免許証等の本人確認書類を持参してください。
- ・外国人住民の方は在留カードまたは特別永住者証明書等及びパスポートが必要です。
- ・期間内に届出が提出されなかった場合は、その理由を理由書に書いていただき、それを簡易裁判所に送付することになります。過料(住民基本台帳法第52条第2項)の対象になる場合がありますので、ご注意ください。

(以下は広告スペースです)



株式会社 服巻商事

ARAMAKI

W 札幌支店 ☎011-842-7942

お客様のビジネスパートナーとして、最適なトータルソリューションをご提供します。

宮野ヶ里営業本部

TEL0952-435-4141 FAX0952-653-1437

本社(小樽)

TEL0957-489-6666 FAX0952-631-6666

TEL0952-0035 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町田手2030-1

TEL0957-489-6666 FAX0952-631-6666

営業内容

OA機器・ソフトウェア・事務機器・オフィス家具
 文具事務用品・学校用品・防災用品・文化施設
 ギフト用品・家電製品・太陽光発電・音響装置

マイナンバーカード又は住民基本台帳カードをお持ちの方の住所異動手続き

マイナンバーカード又は住民基本台帳カード(住基カード)をお持ちの方は、そのカードを使った転出届をすることで転出証明書の発行を受けずに転入届ができます。このことを、それぞれに特例転出、特例転入と言います。

特例転出

- ・有効なマイナンバーカード又は住基カードを持参ください。(一時停止、廃止又は有効期限の切れたマイナンバーカードでは受け付けられません。)
- ・届出人が、有効なマイナンバーカード又は住基カードを所有している方であること。
- ・引っ越しが決まってから転出後14日以内に届出てください。

特例転入

- ・前住所地において、マイナンバーカード又は住基カードによる特例転出をしていることが条件です。
- ・有効なマイナンバーカード又は住基カードを持参ください。(廃止又は有効期限の切れたカードでは受け付けられません。)
- ・転出された日から14日以上経過している場合は、利用できません。
- ・転出予定日から30日を経過している場合は、利用できません。

注意

特例転入ができない方は、通常の転入届に切り替えとなります。前市町村からの転出証明書に係る情報の通知を受けられない場合には、前市町村から紙の「転出証明書」を取得していただきます。また、マイナンバーカード又は住基カードも失効するための継続利用はできません。

郵便での転出届

窓口が届出ができない場合は郵送で転出の届出をすることができます。その場合は必ず本人が届出ください。「郵送による転出届」をダウンロードし、必要事項を記入押印の上、返信用の切手を貼った返信用封筒、本人確認ができる書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート及び健康保険証などの写し)を添えて送付してください。



届出・証明

印鑑登録

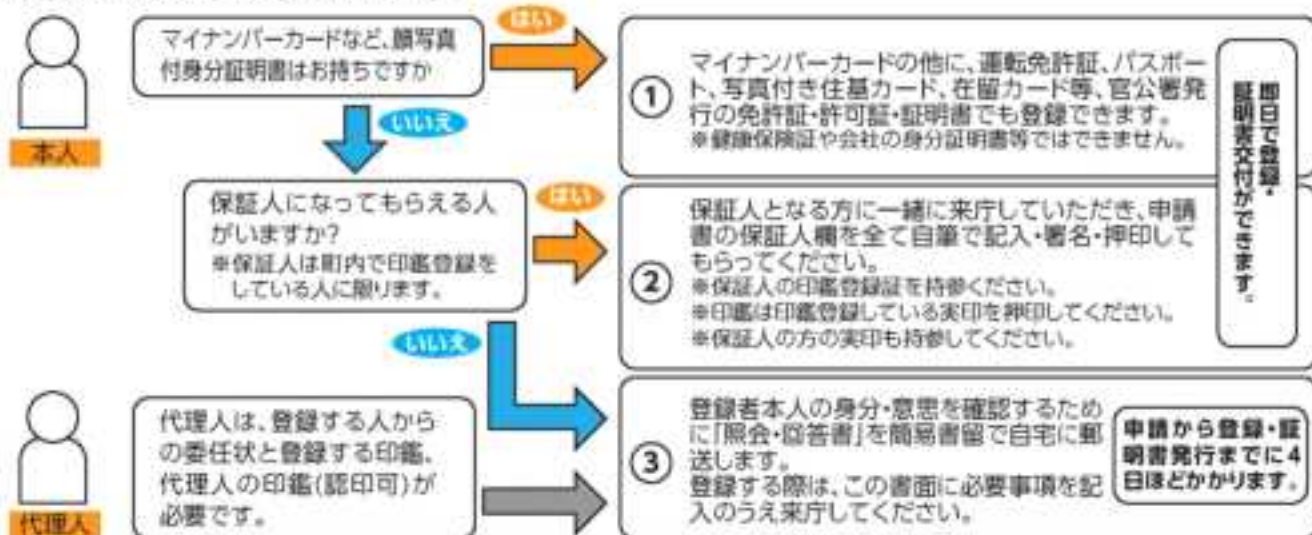
住民課 住民係 ☎37-0333 FM52-6189

印鑑登録ができる人

- ・満15歳以上
- ・吉野ヶ里町に住民登録をしている人
- ・登録する意思能力がある人

登録方法

登録方法は下記の3つの方法があります。



登録できる印鑑

- ・印影の直径が8ミリメートル以上 25ミリメートル以内であること
- ・登録日において同一世帯に同じ又は著しく類似している印影で登録されていないもの
- ・逆さ彫りでないもの(字が白抜きになっていないもの)

印鑑登録証明書の発行

交付申請書に必要事項を記入し、印鑑登録証を提示して本人または代理人が申請してください。代理人が申請する場合でも代理人選任届(委任状)は必要ありません。なお、印鑑登録証がないと、証明書は交付できません。

印鑑関係手数料

手数料種別	単位	手数料
印鑑証明	1通	300円
認可地縁団体印鑑登録証明	1通	300円
印鑑登録証の交付(初回を除く)	1件	500円

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)

☎ マイナンバーコールセンター ☎0120-95-0178

受付時間:平日 9時30分~20時 土日 9時30分~17時30分(年末年始12月29日~1月3日を除く)

マイナンバーカードについて

マイナンバーカードは顔写真付きのICカードです。

券面には、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、有効期限等が記載されています。

初回発行手数料は無料です。

紛失等による再発行の場合は、最大で手数料1,000円がかかります。内訳は、カード本体が800円、電子証明書が200円です。

カード本体の有効期限は発行から10回目の誕生日までです。ただし、20歳未満の方は5回目の誕生日までとなります。

電子証明書の有効期限は発行日から5回目の誕生日までです。

カードを利用して、証明書コンビニ交付サービスやe-Tax(国税電子申告・納税システム)、マイナポータルなどが利用できるようになります。

詳しくは、マイナンバーカード総合サイト(地方公共団体情報システム機構)でご確認ください。



表面



裏面

申請方法

郵送	パソコン	スマートフォン	証明写真機※
①個人番号カード交付申請書に必要事項を記入して写真を貼り付け ②送付用封筒に入れて郵便ポストに投函	①デジタルカメラで顔写真を撮影し、パソコンに保存 ②交付申請用サイトにアクセスし、必要事項を入力し、顔写真を添付して送信	①カメラ機能で顔写真を撮影 ②交付申請書のQRコードを読み取り、必要事項を入力し、顔写真データを添付して送信	①タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択し、料金を投入して交付申請書のQRコードを写真機で読み取る ②案内に沿って必要事項を入力し、顔写真を撮影して送信

※マイナンバー申請に対応できる写真機に限られます。

住基ネット・公的個人認証

☎ 住民課 住民係 ☎37-0333 FAX52-6189

住民基本台帳ネットワークサービス

住民基本台帳ネットワークサービスは、全国の市区町村の住民基本台帳と都道府県・国(地方自治情報センター)をネットワークで結び、本人確認に必要な最小限の情報(住所、氏名、生年月日、性別、住民票コード及びこれらの変更情報)を相互にやりとりすることにより、一部の行政事務で住民票の提出が省略されるなど、手続きを簡素化するシステムです。

なお、個人情報の保護については、制度面、技術面、運用面で万全の保護対策をとっています。

住民票の写しの広域交付

マイナンバーカード、免許証など本人確認ができる書類を提示していただくと、全国どこの市区町村でも本人や世帯の住民票の写し(本籍表示を省略したもの)の交付が受けられます。

転入・転出手続きの特例

有効期間中のマイナンバーカード(または住民基本台帳カード)をお持ちの方は、他市区町村へ転出される場合、一定の事項を記載した転出届を郵送で提出すると、転出の手続きで市区町村役場に行くのが転入時の1回ですみます。

ただし、国民健康保険、介護保険などの手続きがある場合は、転出時の手続きが必要になります。

旅券(パスポート)

☎ 住民課 住民係

☎ 37-0333 FAX52-6189

➡ 旅券(パスポート)の申請について

町内に住民登録をしている人を対象に三田川庁舎住民課住民係で旅券(パスポート)の申請受付と交付を行っています。

※勤務地等の都合により佐賀県庁国際課旅券担当でも手続きが可能な場合がありますので事前にお問い合わせください。

受付時間

●申請

月曜日から金曜日の8時30分～17時15分(祝日及び12月29日から1月3日までの期間は除きます。)なお、14時までの申請受理分は当日の受理とし、14時過ぎでの申請受理分は、翌営業日の申請受理扱いとなります。

●受取

申請受理日を含む5日目午後4時以降となります。
※土曜、日曜、祝日及び12月29日から1月3日までの期間は日数に含みません。

申請時に必要な書類

- 1.申請書 1通(両庁舎住民課に用意しています。外務省ホームページからダウンロードすることもできます)
- 2.戸籍抄本又は謄本 1通(6ヶ月以内に発行されたもの)
- 3.写真 1枚(6ヶ月以内にパスポート用規格で撮影されたもの)
- 4.申請者本人を確認する書類
※マイナンバーカード、運転免許証など1つでよいものと、健康保険証など2つ必要なものがあります。
詳しくは、住民課住民係へお尋ねください。
- 5.以前に取得された旅券
※有効中の旅券は必ず必要です。

➡ 旅券(パスポート)の受取について

旅券は年齢に関係なく、御本人以外にはお渡しできませんので、受領には必ず御本人がお越しください。

受け取り時に必要なもの

- 1.受領証(申請時にお渡しする書類です。)

手数料

年齢や旅券の種類によって異なります。詳しくは申請時にお問い合わせください。

各種証明書について

➡ 戸籍関係証明書の請求

☎ 住民課 住民係 ☎ 37-0333 FAX52-6189

戸籍謄・抄本などの戸籍関係の証明は本籍地の市区町村に請求をお願いします。

吉野ヶ里町に本籍のある方の戸籍関係証明書は住民課住民係にて交付しています。

戸籍関係の証明は、原則、本人または直系の親族の方しか請求することができません。

代理人が請求する場合は、代理人選任届(委任状)が必要です。

交付場所

三田川庁舎 1階 住民課 住民係

東脊振庁舎 1階 住民課 住民係

➡ 戸籍証明書等の郵便請求

☎ 住民課 住民係 ☎ 37-0333 FAX52-6189

遠方にお住まいなどの理由で戸籍証明書等を窓口で請求できない人は、郵便で証明書を請求できます。

この場合、先に下記の書類を郵送していただくことになります。

郵送する書類

- ・戸籍証明書等交付請求書(同じ内容が記載されていれば、便箋等でも可。)
- ・手数料分の郵便定額小為替(郵便局で購入ください)
- ・返信用封筒(住所・氏名の記載、切手を貼ったもの)
- ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証のコピーなど)
- ・その他必要な書類(相続の場合、故人との続柄が確認できる戸籍など)

⚠ 注意

通常、郵便が到着して翌営業日には返信(投函)していますが、余裕をもってご請求ください。

返信用封筒について、お急ぎの方は、速達や書留郵便(追跡可能なもの)をご利用ください。

昼間に連絡がとれる電話番号は、必ずお書きください。

原則として、住民登録をしている住所以外には返信できません。

おつりの定額小為替は準備できませんので、切手によりお返しする場合があります。

本籍地など戸籍の内容は電話ではお答えできません(本籍が不明の際は、住所地の住民票などをご確認ください)

④ 予約による諸証明の時間外交付

☎ 住民課 住民係 ☎37-0333 FAX52-6189

吉野ヶ里町では、毎週火曜日と木曜日に予約による諸証明の時間外交付を行っています。

(火曜日や木曜日が祝日と重なる場合は翌開庁日)
 交付にあたっては、必ず事前に予約が必要です。予約は交付日の1週間前から受け付けます。

交付する証明の種類

- ・住民票の写し・所得証明書・印鑑登録証明書・納税証明書・課税証明書・マイナンバーカード
- ・本人または第三者の委任状持参による上記証明書

その他の業務

印鑑登録

電話予約受付時間

午前8時30分～午後5時15分(平日)

交付時間

毎週火曜日・木曜日 午後5時15分～午後7時
 (ただし、祝日の場合は翌開庁日)

交付場所

三田川庁舎 住民課 住民係

お手続きの際は窓口にて本人確認書類の提示をお願いします。

印鑑登録証明書の交付については、別途、印鑑登録証(カード)が必要です。

④ 証明書コンビニ交付サービス

☎ 住民課 住民係 ☎37-0333 FAX52-6189

マイナンバーカードがあれば住民票などをコンビニで取得できます。

吉野ヶ里町に本籍がある人は【お住まいの市区町村が発行したマイナンバーカード(顔写真付き)】を利用して、お近くのコンビニで戸籍謄本・抄本(除籍、改製原戸籍は対象外)、戸籍の附票の写しを取得できます。

町外にお住まいの人は、事前にコンビニのキオスク端末等からの利用登録申請が必要です。

(一度利用登録申請をした人は、電子証明書が有効な間はいつでもコンビニ交付が利用できます。)

正確に利用登録申請いただいた場合、5営業日ほどでご利用可能となります。

(マイナンバーカードをお持ちの人は、郵便請求より早く戸籍謄抄本を取得いただけます。)

④ 各種申請書(手数料)

☎ 住民課 住民係 ☎37-0333 FAX52-6189

戸籍関係

	手数料種別	単位	手数料
全部事項証明(戸籍謄本)	戸籍に記載されている全員分の証明	1通	450円
一部事項証明(戸籍抄本)	戸籍に記載されている中で、必要な人の分のみ抜粋した証明	1通	450円
除籍謄本・抄本	除かれた戸籍に記載されている全員または必要な人の分の証明	1通	750円
改製原戸籍謄本・抄本	戸籍法の改正等によって改製される以前の戸籍の証明	1通	750円
戸籍記載事項証明	戸籍に記載されている事項のうち必要な事項を証明するもの	1件	350円
除籍記載事項証明	除かれた戸籍に記載されている事項のうち必要な事項を証明するもの	1件	450円
戸籍届受理証明	戸籍の届出が受理されたことを証明するもの	1通	350円
上質紙を用いた受理証明書		1通	1,400円

住民基本台帳関係手数料

	手数料種別	単位	手数料
住民基本台帳の閲覧		1件	300円
住民票(除票、広域交付含む)及び戸籍の附票の写し		1件	300円
住民票に記載した事項に関する戸籍の附票、除かれた住民票又は除かれた戸籍の附票		1通	300円
身分に関する証明		1通	300円
個人番号カードの交付(初回を除く)		1件	800円



税金・年金

町税について

問 税務課 ☎37-0334 FAX52-6189

町税の概要

事業名	納税義務者など	納期											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
個人町民税	1月1日現在、町内に住所を有し、前年中に所得があった方 住所は有しないが、町内に事務所・事業所 店舗または家屋を所有する方			1期		2期		3期				4期	
		給与からの特別徴収:毎月											
		公的年金からの特別徴収:年金支給月											
法人町民税	町内に事務所、事業所を有する法人など												
固定資産税	1月1日現在、町内に土地・家屋・償却資産を所有する方		1期		2期					3期		4期	
軽自動車税(種別割)	4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車(農耕作業用を含む)を所有する方		全期										
国民健康保険税	世帯に国民健康保険の被保険者がいる世帯主			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
		公的年金からの特別徴収:年金支給月											
たばこ税	町内に営業所を有する小売販売業者に製造たばこを売り渡す卸売販売業者	毎月											
特別土地保有税	一定規模以上の土地を所有または取得している方												
入湯税	鉱泉浴場における入湯に対して入湯客の方												

納付方法

口座振替納付

指定の口座より納期限日に自動的に振替納付

窓口納付

指定の納付書で各金融機関の窓口で納付税を納入することができる庁舎内窓口は、下記のとおりです。

- ・三田川庁舎 会計窓口
- ・東脊振庁舎 会計窓口

税を納入できる金融機関

- ・佐賀県農業協同組合 本所、各支所、各出張所
- ・佐賀銀行 本支店及び各出張所
- ・佐賀共栄銀行 本支店及び各出張所
- ・佐賀東信用組合 本支店及び各出張所
- ・ゆうちょ銀行九州内(沖縄除く)

全国のコンビニエンスストアでも納付できます。スマートフォンアプリを利用した納付もできます。(対象税目:個人町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税)

※一部のコンビニエンスストアで取扱ができない場合もございますので御了承ください。また、下記の場合はお手数ですが従来どおり金融機関で納めてください。

- ・納付書の使用期限が過ぎている場合
- ・バーコードが印字されていない場合
- ・傷や汚れでバーコードが読み取れない場合
- ・納付書1枚の金額が30万円を超える場合

町税の電子申告について

☎ 税務課 住民税係

☎ 37-0334 FAX52-6189

吉野ヶ里町では、インターネットを利用した町税の電子申告システム(eLTAX:エルタックス)を利用できます。

☉ eLTAX(エルタックス)の特徴

役場に出向いたり、郵送したりせずに、自宅や職場から、インターネットを通じて申告できます。複数の地方自治体への申告が、一度にまとめてできます。電子申告用のソフトを利用することにより、計算や申告書作成が簡単にできます。

利用できる手続き

- ・法人町民税の申告
- ・個人住民税の給与支払報告書の提出
- ・固定資産税の償却資産に係る申告書の提出
- ・法人の設立届、異動届、特別徴収義務者の名称変更届出など

給与支払報告書のeLTAX・光ディスク等による提出について

☎ 税務課 住民税係

☎ 37-0334 FAX52-6189

平成30年度の税制改正により、令和3年1月1日以降に提出する給与支払報告書について、前々年の国税に対する源泉徴収票の提出枚数が、100枚以上の場合、光ディスク等またはeLTAX(地方税ポータルシステム)による提出が義務付けられました。(令和2年12月31日以前の提出分については1,000枚以上の場合となります。)

☉ 提出方法

- eLTAXによる提出
eLTAXとは、地方公共団体が共同で運営するインターネットを利用した住民税などの電子申告システムです。
- 光ディスク等による提出
「給与支払報告書又は公的年金等支払報告書の光ディスク又は磁気ディスクによる提出承認申請書」を10月末までに提出いただき、承認となる事業所には承認書をお送りいたします。承認書が届きましたら、1月31日までに内容をご確認の上、データを提出してください。

各種証明書の交付(郵送請求・窓口請求)

☎ 税務課 ☎ 37-0334 FAX52-6189

☉ 税関係手数料

手数料種別	単位	手数料
納税に関する証明 (軽自動車税の車検用・国民健康保険税申告用は無料)	1件	300円
公租公課に関する証明	1件	300円
土地、建物、物件に関する証明	1件	300円
住宅用家屋証明	1件	1,300円
公簿、図面の閲覧	1件	300円
公簿、図面の謄写	1枚	300円
その他の証明	1件	300円

☉ 窓口にて請求する場合

窓口にて交付請求書がありますので、必要事項を記入の上、申請してください。本人確認を行ったうえで、発行いたします。
※代理人申請の場合は委任状が必要です。
※住宅用家屋証明及び名寄せについては、税務課(三田川庁舎)でのみ発行しています。

各種証明書を交付するところ

三田川庁舎1階 ・住民課(住民係)・税務課
東宍振庁舎1階 ・住民課(住民係)

☉ 郵送にて請求する場合

所得証明書等は原則、その年の1月1日時点での住所地で発行となります。
※収入のない方は、別途、住民税申告書の提出が必要となる場合があります。

☉ 郵送請求に必要なもの

- ・交付請求書(郵便請求用)
- ・返信用封筒
- ・手数料(定額小為替)1通につき300円
- ・本人確認書類の写し
- ・委任状等(本人以外の方が請求される場合)

国民年金とは

国民年金制度は、老後の生活や、思わぬ病気やけがで障がい者となったり、一家の働き手を失ったときなどに、年金により経済的な援助をすることで生活を安定させるための制度です。

国民年金加入者

 第1号 被保険者	 第2号 被保険者	 第3号 被保険者
<ul style="list-style-type: none"> ● 自営業者 ● 自由業者 ● 農林漁業従事者 ● 学生 	厚生年金や共済組合に加入している方 <ul style="list-style-type: none"> ● 会社員 ● 公務員 	第2号被保険者の被扶養配偶者 <ul style="list-style-type: none"> ● 会社員の妻(夫) ● 公務員の妻(夫)
第1号被保険者の保険料は性別、年齢、所得、地域などに関係なく 全国一律 です！		
第2号、第3号被保険者は、厚生年金保険料や共済組合掛金の一部が国民年金制度に支払われます。 		

国民年金の給付と種類

基礎年金	老齢基礎年金	国民年金保険料の納付(免除も含む)期間が10年以上ある方が、65歳になったときから受けられる年金です。
	障害基礎年金	国民年金加入中または20歳前に、初診日のある病気やけがで障がい者になった方が受けられる年金です。※受給する要件を満たしている必要があります。
	遺族基礎年金	国民年金加入者や老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方が死亡したとき、生計を維持されていた子のいる配偶者または子が受けられる年金です。
第1号被保険者に対する独自給付	付加年金	付加保険料を上乗せして納めた場合は、加算された年金額を受けられます。
	寡婦年金	老齢基礎年金の受給資格期間を満たした夫が、老齢・障害基礎年金を受けなく死亡したとき、婚姻期間10年以上ある妻に60歳から65歳まで支給されます。
	死亡一時金	保険料を3年以上納めた方が、老齢・障害基礎年金のいずれも受けずに死亡し、その家族が遺族基礎年金を受けられないとき支給されます。

国民年金基金

第1号被保険者で国民年金に加入している方には、サラリーマンのような厚生年金基金などの上乗せがありません。そこで、その差を埋めるためにできた公的な年金制度が「国民年金基金」です。国民年金保険料を納めている国民年金の第1号被保険者が加入できます。

◎ こんなときは届出を

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方は、全員が加入します。

	「こんなとき」具体例	必要なもの	期間
加入するとき	20歳になったとき (厚生年金の加入者は除く)	<input checked="" type="checkbox"/> 印鑑	
加入しているとき	加入者の死亡	<input checked="" type="checkbox"/> 年金手帳 <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑など	14日以内
	住所の変更(転入時)	<input checked="" type="checkbox"/> 年金手帳 <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑	
	厚生年金や共済組合加入者の被扶養配偶者でなくなったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 年金手帳 <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑 <input checked="" type="checkbox"/> 扶養抹消年月日がわかる書類など	
	会社など退職したとき	<input checked="" type="checkbox"/> 年金手帳 <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑 <input checked="" type="checkbox"/> 退職日のわかる書類	
年金を受けているとき	年金を受けようとするとき	<input checked="" type="checkbox"/> 年金手帳 <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑 <input checked="" type="checkbox"/> 住民票 <input checked="" type="checkbox"/> 戸籍謄本など	受給対象になったとき
	引き続き年金を受けようとするとき (住民票コードが確認できている方は不要)	<input checked="" type="checkbox"/> 受給者現況届 <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑	誕生月または指定された日
	年金を受けていた方が死亡したとき	<input checked="" type="checkbox"/> 国民年金証書 <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑 <input checked="" type="checkbox"/> 戸籍謄本など	14日以内
	住所・氏名の変更	<input checked="" type="checkbox"/> 国民年金証書 <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑など	

保険料の免除制度があります

経済的理由で保険料の納付が困難な場合は、全額、4分の3、半額、4分の1で免除する制度があります。まずは申請を！

学生納付特例制度	納付猶予制度
学生については、在学中の保険料を後で納めることができます。	50歳未満の方については、保険料の納付を猶予する制度があります。



医療・健康

国民健康保険

☎ こども・保健課 保険係 ☎ 37-0345 FAX 53-1106

わが国では、誰もが安心して医療を受けられるように、すべての人が医療保険に入らなければなりません。国民健康保険(国保)は、病気やけがに備えて加入者の皆さんがお金を出し合い、お医者さんにかかるときの医療費の補助などにあてる助け合いの制度です。

国民健康保険に加入する方

職場の健康保険・各種共済組合に加入している方とその家族、生活保護を受けている方以外は、国民健康保険に加入しなければなりません。

国民健康保険証

毎年8月1日更新となります。新しい保険証は簡易書留で郵送します。

なお不正防止のため実際の居住地と住民票が違う場合は、転送ができませんので、実際の居住地に住民票を移動するか、「送付先変更届」を役場こども・保健課保険係へ提出してください。

届出

国民健康保険は、職場の健康保険などとは違い、加入するときもやめるときも、加入者自らが届出をしなければなりません。下記のような場合には、14日以内に届出をしてください。

届出の際には、窓口に来られる方の本人確認ができるもの、世帯主及び被保険者の個人番号(マイナンバー)がわかるものがが必要です。また、別世帯の方が申請される場合は委任状も必要です。

	こんなときは手続きを	手続きに必要なもの
加入	他の市区町村から転入してきたとき	<input checked="" type="checkbox"/> 他の市区町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	<input checked="" type="checkbox"/> 社会保険等資格喪失証明書
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	<input checked="" type="checkbox"/> 雇用保険受給資格者証(国保税軽減の場合あり)
	子供が生まれたとき	<input checked="" type="checkbox"/> 保険証 <input checked="" type="checkbox"/> 母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 保護廃止決定書
	外国籍の人が加入するとき	<input checked="" type="checkbox"/> 外国人登録証
脱退	他の市区町村へ転出するとき	<input checked="" type="checkbox"/> 保険証
	職場の健康保険に加入したとき	<input checked="" type="checkbox"/> 国保と職場の健康保険の両方の保険証
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 国保と職場の健康保険の両方の保険証
	死亡したとき	<input checked="" type="checkbox"/> 保険証 <input checked="" type="checkbox"/> 死亡を証明するもの
	生活保護を受けようになったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 保険証 <input checked="" type="checkbox"/> 保護開始決定通知書
	外国籍の人がやめるとき	<input checked="" type="checkbox"/> 保険証

(以下は広告スペースです)



くまもと整骨院

受付時間 月 火 水 木 金 土 日 祝

AM 9:30~AM 12:00	●	●	●	●	●	●	●
PM 15:00~PM 18:00	●	●	●	●	●	●	●
PM 18:00~PM 22:00	●	●	●	●	●	●	●

※祝日、急ぎの方はこの取りにあらず

〒842-0032 神埼郡吉野ヶ里町立野500-16
TEL/FAX 0952-53-3788

ふるさわ接骨院

受付時間 月 火 水 木 金 土 日 祝

AM 8:30~12:00	●	●	●	●	●	●	●
PM 2:30~7:00	●	●	●	●	●	●	●

※休日/土曜午後・日曜・新日

〒842-0033 神埼郡吉野ヶ里町立野 1361-1
☎0952-52-4205
FAX 0952-52-7061
E-mail: towas1104@ybb.ne.jp
URL: http://furusawa-towa.com

TOWA SPORTS
スポーツ用品販売 トワ・スポーツ
〒842-0033 神埼郡吉野ヶ里町立野 1341-1
☎0952-53-8655 FAX 0952-52-7061

医療・健康

	こんなときは手続きを	手続きに必要なもの
その他	町内で住所が変わったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 保険証
	世帯が分かれたり、一緒になったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 保険証
	施設入所・入院などをするとき	<input checked="" type="checkbox"/> 印鑑 <input checked="" type="checkbox"/> 保険証 <input checked="" type="checkbox"/> 在所証明書(施設入所のみ)
	就学のため、別に住所を定めるとき	<input checked="" type="checkbox"/> 印鑑 <input checked="" type="checkbox"/> 保険証 <input checked="" type="checkbox"/> 在学証明書 <input checked="" type="checkbox"/> または学生証の写
	保険証をなくしたとき (あるいは汚れて使えないとき)	<input checked="" type="checkbox"/> 印鑑 <input checked="" type="checkbox"/> 身分を証明するもの(使えなくなった保険証)

医療費を全額負担したとき(療養費)

☎ こども・保健課 保険係
☎ 37-0345 FAX53-1106

次のような場合に医療費を全額負担したときは、申請することで負担割合相当額を除いた額が療養費として支給されます。

① (1) やむを得ない理由で被保険者証を持たずに受診したとき

申請に必要なもの

- ・被保険者証 ・全額を支払った医療費の領収証
- ・印鑑 ・世帯主名義の振込先口座の通帳
- ・国民健康保険療養費支給申請書

② (2) 医師が必要と認めたコルセットなどの補装具代

申請に必要なもの

- ・被保険者証 ・医師の証明書
- ・購入した補装具の見積書、請求書、領収書
- ・印鑑 ・世帯主名義の振込先口座の通帳
- ・国民健康保険療養費支給申請書



70~74歳の方へ

高齢受給者証は被保険者証と一体化されました。被保険者証兼高齢受給者証には、お医者さんにかかるときの一部負担金の割合が記載されています。

医療機関の窓口で提示してください。一部負担の割合は、生年月日や前年中の所得により下記のとおり異なります。

負担割合は前年中の所得により判断しますので、毎年8月1日に見直しを行い、普通郵便でお送りします。

- ・(1) 住民税課税所得が145万円以上の70歳から74歳の国保被保険者が世帯にいる方…3割
- ・(2) 上記(1)以外…2割

主な給付

① 給付・貸付一覧

出産育児一時金

国民健康保険に加入している方が出産されたときは42万円を支給します。(病院への直接支払いです)

葬祭費

国民健康保険に加入している方が死亡されたとき葬儀を行った方に対し3万円を支給します。

高額医療費貸付事業

高額医療費として支給される予定額の9割(1,000円未満切捨)以内まで貸し付けます。

高額療養費の支給

☎ こども・保健課 保険係

☎ 37-0345 FAX53-1106

ひと月あたり(月初から月末)に医療機関や薬局の窓口で支払う一部負担金は、世帯や個人の所得により自己負担限度額が設けられています。

限度額を超えて支払った分は、高額療養費の申請をすることで還付されます。

該当する世帯には、早くて診療月の2ヶ月後に「高額療養費支給申請書」を送付します。

申請の際には入院・外来全ての領収書が必要です。

領収書がない場合には還付できないこともありますので、国保加入者全員分の全ての領収書を必ず保管しておいてください。

限度額適用・標準負担額減額認定証について

入院や大きなケガで医療費が高額になるときは、あらかじめ「限度額適用・標準負担額減額認定証(以下、限度額証)」の申請をしておけば、入院・(外来は、調剤薬局分も含みます)外来とも窓口負担がその世帯の限度額までとなります。限度額は世帯や個人の所得によって異なります。70歳以上の課税所得が145万円未満で住民税が課税されている世帯の方は「限度額証」は不要で、医療機関に住民税が課税されていることを伝えられますと、高齢受給者証を提示するだけで窓口負担は限度額までとなります。

国民健康保険税に滞納がある場合は認定が受けられなくなる場合があります。

申請をさせていただける方

- ・本人または同一世帯の方
- ・別世帯の方が申請される場合は、委任状(又は後見人の写し)が必要です。

申請に必要なもの

- ・免許証等、窓口に来られる方の本人確認ができるもの
- ・世帯主及び本人の個人番号(マイナンバー)がわかるもの
- ・世帯主の印鑑

申請場所

- ・三田川庁舎 住民課 住民係
こども・保健課より後日郵送します。
- ・東斎振庁舎 こども・保健課
即日発行します。

後期高齢者医療制度

☎ こども・保健課 保険係

☎ 37-0345 FAX53-1106

75歳以上の高齢者を対象とする独立した医療制度として、平成20年4月に施行されました。運営は県内市町村(20市町)で構成する「佐賀県後期高齢者医療広域連合」が行います。

対象者(被保険者)

- ・75歳以上の方(75歳の誕生日から対象)
- ・65歳以上で一定の障がいがあると広域連合の認定を受けた方(認定を受けた日から対象)

身体障害手帳	・1級、2級、3級 ・4級の次のいずれか (1) 音声機能、言語機能の著しい障がい (2) 両下肢のすべての指を欠くもの (3) 1下肢を下肢の2分の1以上で欠くもの (4) 1下肢の機能の著しい障がい
精神障害者 保健福祉手帳	1級 2級
療育手帳	A(重度)
国民年金法等の 障害年金	1級 2級

被保険者証(保険証)

該当する方にはお知らせをし、一人ひとりに被保険者証を交付します。

窓口での負担(自己負担割合)

医療費の1割(現役並み所得者は3割)となります。現役並み所得者とは…同一世帯に住民税課税所得が145万円以上で後期高齢者医療で医療を受ける方がいる方。

保険料

後期高齢者の方々一人ひとりが、負担能力に応じて公平に、保険料を負担していただくこととなります。年金が年額18万円以上の方の場合は、原則として保険料は年金からのお支払い(特別徴収)となります。それ以外の場合は個別に納めていただくこと(普通徴収)となります。

(以下は広告スペースです)



未来は、ミルクの中にある。

雪印メグミルク

株式会社 鶴田乳業

配達・商品に関する
お問い合わせはコチラ



TEL0952-52-3434
FAX0952-52-8554
受付時間 平日 9:00 ~ 17:00
(土・日・祝日は休み)

〒842-0031
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田275-1

交通事故(第三者行為による傷病)にあったときは

☎ こども・保健課 保険係

☎ 37-0345 FAX53-1106

交通事故でケガをした場合、被害者(ここでの被害者とは過失割合にかかわらず吉野ヶ里町の被保険者のことを言います)に過失のない限りその治療費は加害者(相手方)が全額負担することが原則です。

従って保険証を使って治療を受けたときは、加害者が負担すべき医療費を国民健康保険が一時的に替えて支払い、あとから被害者に代わって加害者に請求することになります。

届け出がされないと、本来加害者が負担する分を国保が負担することになります。

また、届け出が遅れた場合も、加害者への請求が遅れ、医療費を回収できない場合があります。

そのため、国保を使って第三者による傷病を受けたときは速やかに届け出をしてください。

届け出に必要なもの

- ・第三者の行為による被害届
 - ・第三者の行為による被害届
 - ・事故発生状況報告書
 - ・念書兼同意書
 - ・誓約書(相手側で記入)
 - ・交通事故証明書(原本又は原本証明印が押された写し)
 - ・印鑑
 - ・人身事故証明書入手不能理由書…交通事故証明書の「照合記録簿の種別」が「物件事故」である場合のみ必要
- ※こんなときは国民健康保険証が使えません**
- ・仕事や通勤中の事故でケガをしたとき…労災保険の対象です
 - ・飲酒運転や無免許運転など自分の不法行為によりケガをしたとき



健康について

☎ こども・保健課 健康増進係

☎ 51-1618 FAX52-8621

健康カレンダー

各種健診等(こども・成人)の年間予定については、町の広報誌「広報吉野ヶ里」4月号に折り込みで入れていますので、ご確認ください。

また、両庁舎住民課、きらら館にもございますので、ご利用ください。

集団健診・その他

健康診査

集団健診は、両健康福祉センターで次のとおり実施します。日程については、広報紙や健康カレンダーでお知らせします。

健康診査詳細

実施場所	東寄振健康福祉センター「きらら館」 三田川健康福祉センター「ふれあい館」	
実施内容	胃がん検診 肺がん検診 子宮がん検診 骨粗鬆症検診 若年健診 肝炎ウイルス検査	大腸がん検診 前立腺がん検診 乳がん検診 特定健診 結核健診

健康相談・訪問指導

個人の健康状態及び生活習慣に応じた個別健康指導を東寄振健康福祉センター「きらら館」で実施します。

健康福祉施設

東寄振健康福祉センター「きらら館」

住所:三津775
電話:51-1618



三田川健康福祉センター「ふれあい館」

住所:豆田1790
電話:52-7831





介護・福祉

介護保険

☎ 福祉課 福祉係

☎ 37-0343 FAX53-1106

介護保険制度は、介護を必要とする状態となっても、自立した生活ができるよう、高齢者の介護を国民みんなで支える仕組みです。また、できるだけ従来の生活が続けられるように、介護予防を通じて支援する仕組みでもあります。

要介護認定で「要介護」と判定された方には介護サービスが、「要支援」と判定された方には介護予防サービスが提供されます。40歳以上の方は、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、サービスの一部を支払ってサービスを利用します。

制度の運営主体（保険者）は、佐賀市・多久市・小城市・神埼市・吉野ヶ里町の4市1町で構成された佐賀中部広域連合（☎0952-40-1111）です

介護保険料の納め方

●第1号被保険者（65歳以上の方）

介護保険料は原則として、年金から差し引かれます。ただし、年金額が年額18万円未満の方等は、納付書により個別に納めていただきます。

●第2号被保険者（40歳から64歳までの方で医療保険に加入している方）

加入されている医療保険の保険料に上乗せして納めていただきます。

65歳以上の方（40歳～64歳までの要介護認定者を含む）の転入・転出の手続きは次のとおりです。

転入したとき	前住所地で要介護認定を受けていた方は、要介護・要支援認定新規申請手続きを行います。前住所地で発行された受給資格証明書が必要です。
転出したとき	要介護認定を受けている方には、新しい住所地で引き続き認定を受けるために受給資格証明書を発行します。

介護サービスを受けるためには

介護保険者（佐賀中部広域連合）に申請して「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。

○手続きの流れ

(1) 要介護認定の申請

サービスの利用を希望される方は、佐賀中部広域連合や、町の福祉課の窓口で認定の申請をしてください。本人または家族が申請するか、地域包括支援センター（おたっしゅ本舗）、または指定居宅介護支援事業者や、介護保険施設などに申請を代行してもらうこともできます。

【申請に必要なもの】

- ・認定申請書（申請窓口にて準備しています）
- ・介護保険被保険者証
- ・健康保険被保険者証（第2号被保険者のみ）
- ・本人確認できる書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）

申請には、主治医の氏名、医療機関名などを記入します。主治医がない場合は窓口にご相談ください。

高齢者福祉

☎ 福祉課 福祉係

☎ 37-0343 FAX53-1106

◎長寿祝金

☎ 福祉課 福祉係 ☎ 37-0343 FAX53-1106

その年の4月1日から翌年3月31日までの間において、年齢が77歳・85歳・88歳・95歳に到達する者及び100歳の者で、その年の9月1日現在において1年以上町内に居住していると認められる方に長寿祝金をお送りしています。



介護・福祉

⊕ 高齢者福祉サービス

高齢者が生涯をとおし、できるだけ住み慣れた地域や家庭で安心して暮らすことができるように、各種サービスを支援していきます。

各事業については、申請書等を提出して頂く必要があります。
詳しくは、担当までお問合せください。

事業名	対象者	内容	利用料
「食」の自立支援事業	65歳以上の一人暮らし・高齢者のみの世帯等で、老衰、心身の障害等のため調理が困難な方。	安否の確認を目的として、栄養バランスの取れた夕食を月～土曜日まで配達します。ただし、その回数については申請時の調査において個人毎に決定します。	1食あたり400円
おたっしゅクラブ事業 (訪問型)	65歳以上の一人暮らし・高齢者のみの世帯等で、軽度な生活上の援助が必要な方。 介護保険の要介護、要支援の方は利用できません。	掃除や洗濯、買い物等の家事支援を週1回・1時間を限度として行うサービスです。	一回につき200円
緊急通報システム事業	概ね65歳以上の一人暮らし・高齢者のみの世帯等で身体上慢性的な疾患等のため常時注意を要する状態にある方。	緊急ボタンを押すと警備会社に直通する機器を貸し出します。 固定電話回線が必要です。	機器の貸出しは無料です (但し電池交換費用や利用に伴う通信費などは、ご利用者の負担となります)
紙おむつ支給事業	在宅の概ね65歳以上の高齢者で、常時失禁状態(日常的におむつが必要)にある方。 介護認定要介護3～5と判定された方。 町民税非課税世帯、生活保護を受給していない方、施設等に入所していない方。	紙おむつ等(テープ式・パンツ式・尿パッド)を現物支給します。	-
はり・きゅう等 施術券交付事業	町内在住の満70歳以上の高齢者及び身体障害者手帳を持有ておられる満60歳～69歳までの方。	はり、きゅう、マッサージ券の施術料1回につき1,000円の補助券を年24枚を限度として交付します。 施術券の交付は両庁舎住民課です。	1回の発行は6枚迄です。
生活管理指導 短期宿泊事業	概ね65歳以上の社会適応困難な高齢者。 介護保険の要介護・要支援の方は利用できません。	特別養護老人ホームに一時的に宿泊させて生活習慣の指導を行います。 1回の申請につき、7日間で上限です。	1日あたり1,730円
寝たきり高齢者等 介護手当支給事業	寝たきり高齢者等を1年以上継続し、現に介護している方。	月額5,000円(4月・10月の2期にそれぞれ前月分までを支給する) 寝たきり高齢者が施設、病院に継続して一月を越えて入所、入院等されたときは、支給されません。	-

(以下は広告スペースです)

通所リハビリテーション(デイケア)
担当の理学療法士や作業療法士とマンツーマンのリハビリ

個別の療法士と一人ひとりのリハビリ
セルフケアアドバイス

訪問リハビリテーション
ご自宅や施設で出来る「訪問リハビリテーション」

このままの身体に
ならない心配なし
とまどいなく
安心して出来る
緊急介護は
負担が大きい

ケアマネージャー事業所(居宅介護支援事業所)
介護保険に関するご相談や介護保険申請代行、医師検閲との連携等

これまで通りの生活が続けられるよう
賢者の介護生活をサポートします!

日蓮康整形外科(居宅・訪問リハビリケアマネ事業所)
神埼郡吉野ヶ里町吉野 2900 0952-52-2717

**社会福祉法人
吉野ヶ里町社会福祉協議会**
笑顔・あったか・まちづくり

〒842-0033
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町豆田1790
吉野ヶ里町三田川健康福祉センター「ふれあい館」内

TEL 0952-52-7831
FAX 0952-52-7832

**ふっくら手づくり
ぶたまんの店** 安心安全
完全材料

営業日:月曜日～金曜日 営業時間:11:00～17:30
休業日:土・日・祭・年末年始等

★ぶたまん・美子まんじゅうの
お電話ご予約受け付けます

【手づくり工賃ないうる】
〒842-0033 吉野ヶ里町吉野256-19
(吉野川小学校裏)
☎0952-37-5730

【吉野ヶ里作業所】
〒842-0033
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉野1791-3
(吉野ヶ里町健康福祉センター1F) 0952-52-7831

☎/FAX 0952-53-2474
Mail: npo-yoshinogari@kb.biglobe.ne.jp

④ 地域包括支援センター(おたっしゃ本舗)

高齢者のみなさんが、住み慣れた地域で安心して過ごしていただけるよう、介護・福祉・医療などさまざまな機関と連携し、総合的に支援するために設けられた、高齢者のみなさんのための相談窓口です。

保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士などの専門職が中心となって、介護や福祉等に関する相談、高齢者の権利を守る取り組み、できる限り自立した生活ができるような支援等、さまざまな対応を行います。

電話	37-0344
FAX	53-1106
営業曜日	月曜日～金曜日
営業時間	8:30～17:15
定休曜日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3)

認知症高齢者対策事業

☎ 福祉課 高齢者包括支援係
☎ 37-0344 FAX53-1106

吉野ヶ里町では、認知症になっても皆が安心して住み慣れた地域で暮らせるよう、高齢者等の行方不明時の早期発見、保護などを目的とした地域の見守り体制整備に取り組んでいます。

④ 吉野ヶ里町認知症高齢者等見守り台帳事業

事業の内容

認知症などが原因で行方不明となるおそれのある高齢者の情報を事前に登録し、行方がわからなくなったときには、登録された情報をもとに捜索協力を行い、発見時の身元確認や家族への連絡を行うための制度です。行方不明時にスムーズな捜索活動、早期発見が期待できます。

登録の対象者(以下のすべてを満たす方)

- ・吉野ヶ里町に住み慣れた地域に住民票があり居住している方
- ・認知症もしくは認知症の疑いのある方
- ・自力で外出することができ行方不明になる可能性がある方

④ 吉野ヶ里町認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

事業の内容

吉野ヶ里町が契約者となる個人賠償責任保険に加入することで、日常生活における偶発的な事故で被保険者またはご家族等が法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金の支払いを受けることができます。なお、保険料は全額を町が負担します。

登録の対象者(以下のすべてを満たす方)

- ・「吉野ヶ里町認知症高齢者等見守り台帳」に登録されている40歳以上の方
- ・在宅生活をしている方(在宅扱いとなる施設入所の方も含まれます)
- ・要介護認定における「認知症高齢者の日常生活自立度」が、2A以上である方(申請後に町で確認します)

④ もの忘れ相談室

認知症やもの忘れに不安のある方を対象に、月に1回、肥前精神医療センター医師(認知症専門医)による相談会を実施しています。1回に3人を対象とし事前予約制となっています。

④ 認知症カフェ

認知症の人やその家族、医療や介護の専門職、地域の人など、誰もが気軽に参加できる「集いの場」を町内数ヶ所の福祉施設等で、実施しています。開催場所、日程等は毎月発行される広報よしのがりでご確認ください。

④ 認知症サポーター養成講座

町では、認知症を正しく理解し、認知症の方や家族を温かく見守る応援者(サポーター)を地域に増やすことで、「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」を進めています。

認知症サポーター養成講座(約1時間半)を受講した方がサポーターとなります。

認知症についての基礎知識や、認知症の人への対応方法などを学ぶため、地区の公民館や職場、学校やサークルなど様々な場所へ講師が出向き、認知症サポーター養成講座を開催します。受講希望の方は、申込みが必要です。

介護予防事業

☎ 福祉課 高齢者包括支援係
☎ 37-0344 FAX53-1106

④ おたっしゃクラブ事業(通所型)

対象者:概ね65歳以上の高齢者
※介護保険の要介護、要支援の方は利用できません。

内容:町民憩いの家において、レクリエーション、趣味活動、入浴、昼食等を週1回利用できます。また、運動や脳トレーニングなどの介護予防プログラムも実施します。
※送迎あり

利用料:1日950円(昼食代、入浴代を含む)

④ 認知症・介護予防教室

対象者:概ね65歳以上の高齢者
内容:きらら館やふれあい館、地区の公民館等において、認知症・介護予防の教室を開催しています。教室開始時には、各家庭にチラシを配布します。
参加費:無料(ただし、材料費等は実費徴収)

④ 地域の通いの場(高齢者による自主活動クラブ)の創設支援

高齢者が身近な地域において気軽に参加できる交流の場を「通いの場」とし、自主的な健康づくりや生きがい活動を行う場を確保するとともに、高齢者の社会参加及び介護予防、地域における支え合い活動を支援しています。

	地区名	クラブ名	開催日	時間
三田川校区	萩原	萩健クラブ	第2・4水曜日	9:30～11:30
	乙ノ馬手・下藤	乙姫クラブ	第1・3月曜日	9:30～11:30
	上豆田	まめまめクラブ	第1・3火曜日	9:30～11:00
	目遠原	メタバル健康クラブ	第1・3木曜日	13:30～15:00
	苜野	苜野元気クラブ	第2・4月曜日	9:30～11:30
	鳥ノ隈	鳥ノ隈健笑クラブ	第1・3木曜日	9:30～11:30
	立野	立野ほほえみクラブ	第2・4水曜日	9:30～11:30
	田手村	田手村はつらつクラブ	第2・4木曜日	10:00～11:30
東管振校区	吉田	吉田にこにこクラブ	第1・3水曜日	13:30～15:00
	横田	横田元気クラブ	第1・3水曜日	9:30～11:30
	永田ヶ里	永田ヶ里S K K	第2・4木曜日	9:30～11:30
	坂本	坂本いきいきクラブ	第1・3水曜日	10:00～11:30
	上石動	いきいき健康愛好会	第2・4火曜日	9:30～11:30
	大塚ヶ里	ルンルン健康クラブ	第1～4火曜日	9:30～11:30
	下三津西	下西ピンコロクラブ	第1・3金曜日	9:30～11:30

在宅医療・介護連携推進事業

☎ 福祉課 高齢者包括支援係
☎37-0344 FAX53-1106

④ 神崎市・吉野ヶ里町在宅医療介護連携マップ

吉野ヶ里町では、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、最期まで住み慣れた地域で自分らしく生活することができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供すること、医療機関と介護サービス事業所などの関係機関の連携を推進することを目的とし「在宅医療・介護連携推進事業」を実施しています。

その一環として、神崎市および吉野ヶ里町内の医療機関、介護サービス事業所をまとめた「神崎市・吉野ヶ里町在宅医療介護連携マップ」を作成し、町ホームページ、神崎市医師会ホームページに掲載しています。

障害者福祉

☎ 福祉課 障害者支援係
☎37-0343 FAX53-1106

在宅サービス、施設入所など、障害のある方の様々な施策を行います。

④ 障害者手帳

障害者手帳(身体・療育・精神)について、紙型とカード型のいずれかを選べます。

※カード型の写真は、改ざん防止のため白黒写真となります。

※申請場所 吉野ヶ里町役場東管振庁舎 福祉課

身体障害者手帳

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語障害、そしゃく、肢体(上肢・下肢・体幹)、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害があるために日常生活に制限を受けている方で障害の程度が1級から6級の区分のいずれかに該当する方が対象です。また、手帳の交付には申請が必要です。

療育手帳

様々な原因によって脳に障害を受けたために、自己身の事務の処理および社会生活への適応が困難な状態にある方が対象で、障害の程度によりA・Bの区分があります。また、手帳の交付には申請が必要です。

精神障害者保健福祉手帳

精神障害のため日常生活や社会生活に制約がある方で、障害の程度により1級から3級の区分があります。また、手帳の交付には申請が必要です。

手当

名称	対象者
特別障害者手当	20歳以上で著しく重度の障害状態の方で常時特別の介護が必要な方(在宅者に限る)
障害児福祉手当	20歳未満で著しく重度の障害状態の方で常時特別の介護が必要な方(在宅者に限る)
特別児童扶養手当	精神または身体に障害のある20歳未満の児童を養育する保護者(在宅者に限る)

④ 特別障害者手当

手当額

月額 27,350円(令和3年度)

支給制限

- 1.本人が施設に入所している場合
- 2.病院に継続して3ヶ月以上入院するに至った場合
- 3.所得の制限

障害児福祉手当

手当額

月額 14,880円(令和3年度)

支給制限

- 1.本人が施設に入所している場合
- 2.児童が障害を支給事由とする公的な年金を受給している場合
- 3.所得の制限

特別児童扶養手当

手当額

1級(重度) 月額 52,500円
2級(中度) 月額 34,970円(令和3年度)

支給制限

- 1.児童が施設に入所している場合
- 2.児童が障害を支給事由とする公的な年金を受給している場合
- 3.所得の制限

医療費助成制度

福祉課 障害者支援係 ☎37-0343 FAX53-1106

重度心身障害者医療費助成

対象者

- 1.身体障害者手帳の1、2級をお持ちの方
- 2.療育手帳Aをお持ちの方
- 3.身体障害者手帳の3級と療育手帳のBを併せてお持ちの方

助成内容

医療保険適用分自己負担相当額を助成
(月額自己負担500円 食事療養費等保険外負担額は助成対象外)

各種助成制度

補装具給付

身体障害者・障害児を対象に身体上の障害を補うため、車椅子等の補装具の交付・修理をします。原則、一割負担です(世帯の課税状況に応じて自己負担上限があります)。

日常生活用具の給付・貸与

身体障害者・障害児を対象に日常生活の利便性を図るための用具を給付・貸与します。世帯の所得税額に応じて自己負担があります。原則、一割負担です(世帯の課税状況に応じて自己負担上限があります)。

福祉タクシー利用券の交付

在宅の重度身体障害者(児)に対して、生活圏の拡大および社会参加の促進を図るため利用券を交付します。

対象

町内に住所を有し、かつ、在宅者であり、下記に該当する者

- 1.身体障害者手帳の1、2、3級をお持ちの方
- 2.療育手帳Aをお持ちの方
- 3.精神障害者保健福祉手帳の1、2級をお持ちの方
- 4.その他町長が特に必要と認める者

助成内容

年間24枚を交付(1回の基本料金を限度)

更生医療給付

身体障害者を対象に日常生活能力、社会生活能力、職業生活能力の回復または向上、もしくは獲得させることを目的とした医療を指定医療機関で受けられます(医療を受ける前に申請が必要です)。なお、自己負担は、原則一割負担ですが、世帯の所得状況等に応じて自己負担上限があります。



◎ 障害福祉サービス

障害者自らがサービスを選択し、事業者と契約してサービスを利用する制度です。福祉サービスの支援を受けるためには、申請が必要です。なお、原則、一割負担ですが、所得に応じて自己負担上限があります。

種別	内容	助成
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	介護給付
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います	介護給付
同行介護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の指図等の外出支援を行います	介護給付
行動介護	知的障害または精神障害より行動上著しい困難を有する人に、行動の際の危険を回避するために、必要な支援、外出時における移動支援等を行います	介護給付
重度障害者等 包括支援	常時介護を必要とする障害者であって、その介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護などの複数のサービスを包括的に提供します。	介護給付
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、障害者支援施設などに短期間の入所をさせ入浴や排せつ、食事の介護等を行います	介護給付
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います	介護給付
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴や排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します	介護給付
障害者支援施設での 夜間ケア等 (施設入所支援)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	介護給付
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います	訓練等給付
就労移行支援	一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います	訓練等給付
就労継続支援 (A型＝雇用型、 B型＝非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います	訓練等給付
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います	訓練等給付
自立生活援助	施設などの利用者が一人暮らしに移行する際に必要な支援を定期的に居宅訪問するなどして行います	訓練等給付
就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います	訓練等給付
移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します	地域生活 支援事業
地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です	地域生活 支援事業
福祉ホーム	住居を必要としている人に、低廉な料金を、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います	地域生活 支援事業

その他の助成(申請が必要です。) 

◎ 有料道路通行料金の割引

登録した車(1人1台)の有料道路の通行料金が半額になります。

身体障害者自ら自動車を運転する場合と、身体障害者手帳の第1種もしくは療育手帳Aをお持ちの障害者が乗車しその移動のために介護者が運転する場合に申請することができます。

町役場住民課での申請になります。

◎ 交通運賃の割引

手帳の等級によって鉄道、バス、タクシー、航空機の運賃が割引になります。各会社の窓口にお問い合わせ下さい。

◎ NHK放送受信料の減免

身体障害者、知的障害者、精神障害者が世帯構成員であり世帯員全員が町民税(住民税)非課税の場合には、全額免除になります。

世帯主が視覚又は聴覚障害者か重度の障害者の場合半額免除になります。

町役場住民課での申請になります。

◎ 住宅改造費の助成

介護保険法の要介護認定において要支援者及び要介護者と判定されていない方の内、上肢、下肢、体幹、視覚、内部いずれかの3級以上の障害者手帳をお持ちの方が基準を満たす難病患者等の方は20万円を限度として助成を受けられます。

町福祉課障害者支援係窓口での申請になります。



子育て・教育

子育て支援

☎ こども・保健課 健康増進係
☎ 51-1618 FAX52-8621

不妊治療費助成

不妊治療を行う夫婦の経済的負担を軽減するため、不妊治療に係る費用の助成を行っています。

不妊・不育についての相談

不妊・不育を正しく知って、不安が軽減できるよう応援します。自分たちで抱え込まず、一度お話されませんか。また、お知り合いの方で悩んでいる方がいらっしゃれば、ぜひご紹介ください。相談料は無料です。

佐賀県不妊・不育専門相談センター
(佐賀中部保健福祉事務所内)
面接相談(専門医師・臨床心理士)
毎月第3水曜 午後3時～午後5時 予約制
電話・面接相談(保健師)
月曜～金曜 午前9時～午後5時
☎ 佐賀中部保健福祉事務所 ☎0952-33-2298

妊娠したら

母子健康手帳交付、妊産婦・乳幼児相談

母子健康手帳は、東脊振健康福祉センター「きらら館」で随時(平日午前8時30分～午後5時15分)交付しています。

妊娠届出書・印鑑・マイナンバー通知カードをお忘れなくご持参ください。

各種相談の日程については、広報紙や健康カレンダーなどでお知らせします。



赤ちゃんが生まれたら

出生届

P24をご覧ください。

児童手当

☎ こども・保健課 子育て包括支援係
☎ 51-1618 FAX52-8621

中学校修了(15歳に到達後の最初の年度末)までの国内に住所を有する児童を養育している人(父母のうち所得の高い人)。

児童手当月額

年齢区分	児童手当		特例給付
	(所得制限限度額未満)		(所得制限限度額以上)
3歳未満	15,000円/月		一律5,000円/月
3歳以上 小学校 修了前	第1子、第2子	10,000円/月	
	第3子以上	15,000円/月	
中学生	10,000円/月		

所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

支給時期

支給時期	支給内容
6月15日	2月分、3月分、4月分、5月分の手当
10月15日	6月分、7月分、8月分、9月分の手当
2月15日	10月分、11月分、12月分、1月分の手当

※請求者(児童を養育している人)の所得が上記の額以上の場合、特例給付(児童1人当たり月額一律5,000円)を支給します。

※扶養親族等の数が6人以上の場合は、5人を超えた1人につき38万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70歳以上の者に限る)又は老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額となります。

※基礎控除として一律控除(8万円)や、各種控除もありますので目安としてください。



子育て・教育

④ 出生祝金

町の次代を担う赤ちゃんの出生を祝ひ、町の発展につながる町民の喜びとして祝い、地域の活性化と豊かなふるさとをつくるとともに、将来の町政の進展に寄与することを願って祝金を支給しています。

受給対象者

町内に住所がある新生児の親権者(町内在住者)で、支給日までに転出等された方は対象外となります。

支給額の詳細

概要項目	支給額
第1子	20,000円
第2子	20,000円
第3子以降	100,000円

※受給されるためには、出産の日から起算して60日以内に祝金の受給申請が必要です。

④ 子ども医療費助成

子どもの保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的として、次の内容により子どもに係る医療費の助成を行っています。

対象期間

吉野ヶ里町内に住所を有する、0歳～18歳になる日の属する年度末までの子ども

助成方法

- 現物給付
助成申請の必要はありません。医療機関の窓口で受給資格証を提示してください。
- 償還払い
診療を受けた月の翌月以降に、「子どもの医療費助成申請書(請求書)」を1医療機関、1ヶ月単位で早めに提出してください。

④ 一時預かり事業

家庭で一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所にて預かります。

④ 病児保育事業・病後児対応

お子さまが病気のため保育園にあずけられない。そんな事で困った経験はありませんか？
病児・病後児保育室では、病気のお子さまを小児科医に併設した保育室で一時的にお預りします。

④ 利用対象者

佐賀市、多久市、小城市、神埼市、吉野ヶ里町に居住する生後2か月から小学3年生までの児童

名称	そうさん保育園	かるがものへや
併設診療所	橘野こどもクリニック	おおたゆうこ小児科
場所	佐賀市高木東4丁目14-3	佐賀市木原2丁目23-1
電話番号	0952-31-0022	0952-26-4114

④ 予防接種

定期の予防接種

県内の予防接種広域実施医療機関で接種することができます。

個別接種

B型肝炎	ヒブ
小児肺炎球菌	四種混合(三種混合、不活化ポリオ)
BCG	麻しん・風しん混合
水痘(水ぼうそう)	日本脳炎
二種混合	子宮頸がん
高齢者インフルエンザ	ロタウイルス(ロタリックス・ロタテック)

※子宮頸がん予防ワクチンは、接種後、副反応がでたとの報告により、現在、個別通知など積極的な勧奨は行っていませんが、希望される方へのワクチン接種は可能です。

④ こんにちはあかちゃん訪問事業

☎ こども保健課 ☎ 51-1618

生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育等の相談に応じます。

④ 乳幼児健康診査

次の診査を実施しています。
日程については、個別通知や健康カレンダーなどでお知らせします。

乳幼児健康診査詳細

乳幼児健康診査	実施場所
4・7か月児健康診査	
1歳6か月児健康診査	東育後健康福祉センター「きらら館」
3歳6か月児健康診査	

乳児健康診査は、上記の他に、1歳までに1回、医療機関に委託して実施します。



④ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

☎ こども・保健課 子育て包括支援係

☎ 51-1618 FAX52-8621

子育てを援助してほしい人と、子育てを援助したい人が、子育ての相互援助活動を行う会員組織です。提供会員には、依頼会員のお子さんのお預かりや送迎をしていただきます。

会員になるためには、「よしのがりファミリー・サポート・センター」への入会・登録が必要です。

援助の内容

ファミリー・サポート・センターで行われる援助は、軽易かつ短期的で補助的なものになります。急なサポート依頼に関しては対応しきれない場合があります。

- ・保育園、幼稚園の開始前・終了後に子どもを預かる
- ・小学校の放課後、放課後児童クラブ終了後に子どもを預かる
- ・保育園、幼稚園、放課後児童クラブの送り迎え
- ・冠婚葬祭や買い物、学校行事の際に子どもを預かる
- ・その他、会員の育児に関して必要な援助を行う

④ 利用者支援事業(Neue・ノイエ)

「利用者支援事業」とは、子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、情報提供や、必要に応じて相談・アドバイス等の支援を行うことを目的とした事業です。

吉野ヶ里町の利用者支援事業「Neue(ノイエ)」では、子育て中のご家族が自分たちに合った子育ての支援や情報を受け取ることができるようお手伝いをしています。
※Neue(ノイエ)は吉野ヶ里町がNPO法人佐賀県放課後児童クラブ連絡会に事業委託して実施するものです。

<https://www.saga-tadaima.net/>

ひとり親家庭のために

④ 児童扶養手当

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(中度以上の障害を有する場合は20歳未満)がいるひとり親家庭の父または母などに支給される手当です。

支給時期

奇数月の11日(金融機関が休日の場合、前営業日)に支給されます。

お申込み窓口

東脊振健康福祉センター「きらら館」

※支給されるためには、認定請求が必要です。ただし、所得が一定額以上の場合は支給されません。

※受給権の消滅事由(婚姻等)が発生した場合は、返還金が生じないように速やかにお申し出ください。

※認定を受けた方は、毎年8月に現況届を提出しなければなりません。この届出をしないと11月以降の手当が受けられません。また、2年間この届出を提出しないと、受給資格を失います。所得制限により支給が停止されている方も必ず提出してください。

④ ひとり親家庭医療費助成

母子家庭、父子家庭及び父母のない児童の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的として、次の内容により医療費の助成を行っています。

対象者

吉野ヶ里町内に住所を有する母子家庭の母及びその者に監護されている児童、父子家庭の父及びその者に監護されている児童又は父母のない児童で、所得が一定の基準(児童扶養手当の所得限度額と同じ)を超えない世帯。
※母子家庭の母又は父子家庭の父:20歳未満の児童を養育している者

※児童:18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者



保育所・幼稚園

◎ 保育所

名称	所在地	電話番号	種類
吉野ヶ里町立 吉野ヶ里保育園	吉田999番地	52-3024	保育所
社会福祉法人川原福祉会 くるみ保育園	大曲3463番地2	52-4083	保育所
学校法人宝神学園 吉野ヶ里こども園	田手505番地	52-2080	認定 こども園
社会福祉法人川原福祉会 認定こども園きらり	立野1077番地	37-7577	認定 こども園

◎ 幼児教育・保育無償化について

対象者

- ・3歳児から小学校就学前までの全ての子ども
- ・幼稚園、認定こども園(教育部分)は、満3歳児(3歳になった日の翌月)から対象
- ・保育所、認定こども園(保育部分)等は、満3歳になった後の最初の4月から対象
- ・0歳児から2歳児の市町村民税非課税世帯の子ども

対象施設

幼稚園、保育所、認定こども園等

無償化の内容

保育料が0円になります。

3歳児クラスから5歳児クラスの子どもの副食費(おかず代、おやつ代)については、引き続き保護者負担となります。
通園送迎費、行事費等はこれまでどおり実費負担となります。

◎ 吉野ヶ里町の公立・私立幼稚園

幼稚園名	所在地	電話番号
吉野ヶ里町立 東寿振幼稚園	三津799番地	52-2936
学校法人明善学園 三田川幼稚園	吉田1074番地2	52-2908
学校法人宝神学園 吉野ヶ里こども園	田手505番地	52-2080
認定こども園きらり	立野1077	37-7577

小中学校の入学手続き

☎ 学校教育課 学校教育係
☎ 37-0339 FAX 52-2521

◎ 町内の小中学校

三田川小学校	吉田63番地1	52-2768
東寿振小学校	石動2760番地1	52-2370
三田川中学校	吉田303番地	52-2195
東寿振中学校	石動2709番地	52-2529

◎ 小学校へ入学するとき

就学時健康診断

(対象者) 次年度入学予定のお子さん
(実施日) 10月~11月末
9月上旬頃、通知文でお知らせいたします。

入学通知書

入学する年の1月末に「入学通知書」を送ります。
就学校は住民票に基づき指定しますが、特別な理由により変更が許可される場合がありますのでご相談ください。
町立小学校以外の学校へ入学予定の方は早めにお知らせください。

(以下は広告スペースです)

モンテッソーリ教育
実施園

学校法人 明善学園
三田川幼稚園

吉野ヶ里町吉田 1074-2
TEL 0952-52-2908

三田川幼稚園 様

小1~小6

- 月額3,000円(税込)から通える
- 苦手科目の克服から受験対策まで 目的に合わせた個別指導
- 県内トップレベルの私立中受験合格者

中1~中3

- 学校で習っていないでもできる、入試問題が自然に解けるようになる、他にはないオリジナルの教材を使用
- 先取り学習や伸び直しなど 例にまでも対応

自分でも自分の「人生」を築くよ。

英智進学会

TEL 0952-52-7859
神埼市神埼町三田ヶ里2892-1



➡ 中学校へ入学するとき

入学通知書

入学する年の1月末に「入学通知書」を送ります。
就学校は住民票に基づき指定しますが、特別な理由により変更が許可される場合がありますのでご相談ください。
町立中学校以外の学校へ入学予定の方は在籍小学校または、教育委員会へお知らせください。

➡ 就学相談会

お子さんの教育や就学について不安のある方や発達に障がいのあるお子さんに、どのような「学びの場」での支援が必要かを専門の相談員や教職員が相談に応じます。
(年2回開催)
広報や学校、町内及び近隣の幼稚園・保育園等を通じてお知らせいたします。

➡ 町外からの転校

前在籍校発行の転校書類(在籍証明書など)をお持ちの上、住民票異動手続き後に、各学校で手続きをお願いします。

➡ 町外へ転校するとき

現在籍学校に申し出て転校書類(在籍証明書など)を受け取ってください。
住民票異動手続き後に転出先の教育委員会または学校で転校の手続きを行ってください。

➡ 指定学校変更

町立小学校・中学校では、住所によって学校を指定しています。ただし、やむを得ない事情により指定された学校に通学することが難しい場合は、教育委員会が承認した場合、指定された学校以外への通学が認められます。
詳細については、お早めに学校教育課までご相談ください。

➡ 区域外就学

町外より吉野ヶ里町立小中学校へ就学ご希望の場合は、吉野ヶ里町教育委員会が承認し、お住まいの教育委員会と協議が整った場合は通学が認められます。
詳細については、お早めに学校教育課までご相談ください。

就学支援制度

➡ 就学援助制度

吉野ヶ里町在住で、お子さまを吉野ヶ里町立小中学校に通学させるのに経済的な理由により学用品費や給食費の支払が困難な保護者に対して、その費用の一部を援助する制度です。
年度単位で認定しているため、毎年度申請が必要です。

➡ 学校給食費補助金

多子世帯の経済的負担を軽減することにより子育て支援を推進するため、学校給食費を負担する保護者に対し、学校給食費補助金を交付します。



学業支援

④ 放課後児童クラブ

☎ 社会教育課 ☎37-0341

就労等で保護者が日中家庭にいない小学生を、授業終了後等にクラブで預かります。

三田川学童	吉田63番地1	52-8068
東脊振学童	石動2709番地1	53-1554

④ 吉野ヶ里町教育支援センター「ほうゆう」

心理的・情緒的要因により、学校へ長期間登校できない児童生徒を対象に安心して学習や活動ができる場所です。

子どもたちの心のエネルギーを少しずつ高めていき、生活の自立や学校復帰を促していき、ひとりひとりの気持ちや考えを尊重し、無理のない学習や活動をします。学校や家庭との連携を取りながら、学校復帰を支援していきます。

「ほうゆう」に関するお問い合わせ先

- ・各学校長
- ・吉野ヶ里町教育委員会 学校教育課(中央公民館内)
☎37-0339(直通) ☎52-2521
- ・吉野ヶ里町教育支援センター「ほうゆう」(東脊振公民館内)
☎52-3499(直通) ☎37-0355

④ 公民館

公民館名	住所	電話
中央公民館	吉田307番地	37-0341(中央公民館直通)
東脊振公民館	三津777番地	52-3499(東脊振公民館直通)



公民館は町民の皆さんが利用できる施設です。使用予約の際はお問い合わせください。また公民館内の図書室は無料で自由にご利用いただける施設です。

詳細について、予約については町ホームページをご覧ください。

<https://www.town.yoshinogari.lg.jp/lifeinfo/oshirase/shisetsuannai/652.html>

吉野ヶ里町中央公民館

住所	吉野ヶ里町吉田307
電話	37-0341(中央公民館直通)
開館時間	平日 午前9時～午後5時 土曜 午前9時～午後1時
休館日	12月29日～1月3日 日曜、祝日

④ 学習支援コンテンツポータルサイトについて

☎ 学校教育課 教育総務係
☎37-0339 ☎52-2521

文部科学省が「臨時休業期間における学習支援コンテンツポータルサイト(通称:子供の学び応援サイト)」を開設しました。

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm

このポータルサイトは、学校の臨時休業期間中の児童生徒の学習支援のため、公的機関などが作成した、児童生徒とその保護者などが自宅で活用できる教材や動画などを紹介するものです。

また、「子供の運動あそび応援サイト」(スポーツ庁)や「休校中の家庭学習プリント集」(佐賀県教育センター)もぜひご覧ください。



吉野ヶ里町東脊振公民館(農村環境改善センター)

住所	吉野ヶ里町三津777
電話	52-3499(東脊振公民館直通)
開館時間	平日 午前9時～午後5時
休館日	12月29日～1月3日 土・日曜、祝日



スポーツ施設一覧

体育館

名称	規模・用途	使用時間	休館	利用料金	お問い合わせ先
吉野ヶ里町児童体育館 (三田川中学校体育館)	バレー(2面) バスケット(2面)	午前9時～午後10時	・12月29日～ 翌年1月3日まで	(全面)410円/時間 (半面)200円/時間	(予約受付) ☎52-1944【温水プール】 (その他) ☎37-0340【スポーツ振興係】
三田川小学校体育館	バレー(2面) バスケット(2面)	(平日) ・午後5時～午後10時 (土日・祝日・長期休業日) ・午前9時～午後10時			
東寄振中学校体育館	バレー(2面) バスケット(2面)	(平日) ・午後5時～午後10時 (土曜・長期休業日) ・午前9時～午後10時 (日曜・祝日)		(予約受付) ☎52-3499【東寄振公民館】 (その他) ☎37-0340【スポーツ振興係】	
東寄振小学校体育館	バレー(1面) バドミントン(2面)	・午前9時～午後5時		310円/時間	

※予約するためには、事前に学校の許可が必要になります。 ※町外の方の利用料金は、上記料金の2倍です。

テニス場

名称	規模・用途	使用時間	休館	利用料金	お問い合わせ先
三田川中央公園テニス場	コート(2面) 壁打ち(1面) 照明あり	午前9時～ 午後9時30分 ※夜間照明期間(4 月1日～11月30 日まで)	・毎週火曜日 ・8月15日～8月16日 ・12月29日～ 翌年1月3日まで	(日中)200円/時間 無料(壁打ち) (夜間)410円/時間 100円(壁打ち) ※上記は、1面あたりの 利用料金です。	(予約受付) ☎52-1944【温水プール】 (その他) ☎37-0340【スポーツ振興係】
東寄振運動公園テニス場	コート(4面) 照明なし	日の出～日没まで	・12月29日～ 翌年1月3日まで	200円/時間 ※上記は、1面あたりの 利用料金です。	(予約受付) ☎52-3499【東寄振公民館】 (その他) ☎37-0340【スポーツ振興係】

※町外の方の利用料金は、上記料金の2倍です。

野球場

名称	規模・用途	使用時間	休館	利用料金	お問い合わせ先
三田川中央公園野球場	野球(1面) 照明あり	午前9時～ 午後9時30分 ※夜間照明期間(4 月1日～11月30 日まで)	・毎週火曜日 ・8月15日～8月16日 ・12月29日～ 翌年1月3日まで	(日中)620円/時間 (夜間)1,880円/30分 ※夜間照明料含む。	(予約受付) ☎52-1944【温水プール】 (その他) ☎37-0340【スポーツ振興係】
丸山球場	野球(1面) 照明なし	日の出～日没まで	12月29日～ 翌年1月3日まで	(町内者利用) 無料 (町外者利用) 1,040円/時間	(予約受付) ☎52-3499【東寄振公民館】 (その他) ☎37-0340【スポーツ振興係】

※町外の方の利用料金は、上記料金の2倍です。

武道館

名称	規模・用途	使用時間	休館	利用料金	お問い合わせ先
三田川武道館	1階 柔道(1面) 空手(1面) 2階 剣道(2面)	午前9時～午後10時	12月29日～ 翌年1月3日まで	(1階又は2階) 200円/時間 (1階及び2階) 410円/時間	(予約受付) ☎52-1944【温水プール】 (その他) ☎37-0340【スポーツ振興係】
さざんか武道館	1階 空手(2面) 2階 剣道(2面)	午前9時～午後10時			(予約受付) ☎52-3499【東寄振公民館】 (その他) ☎37-0340【スポーツ振興係】

※町外の方の利用料金は、上記料金の2倍です。

多目的広場

名称	規模・用途	使用時間	休館	利用料金	お問い合わせ先
三田川中央公園多目的広場	ソフトボール(2面) サッカー(1面)	日の出～日没まで	・毎週火曜日 ・8月15日～8月16日 ・12月29日～ 翌年1月3日まで	(全面)410円/時間 (半面)200円/時間	(予約受付) ☎52-1944【温水プール】 (その他) ☎37-0340【スポーツ振興係】

※町外の方の利用料金は、上記料金の2倍です。



子育て・教育



暮らし・環境(ごみ・し尿・環境・ペット・埋火葬)

ごみ・リサイクル

☎ 住民課 環境衛生係 ☎37-0335 FAX52-6189

ごみの出し方

「ごみカレンダー」などでお住まいの地区の収集日を確認してください。

また、必ず各地区の指定された収集場所へ定められた日時までにお出してください。変更する場合は、別途お知らせします。

直接搬入する場合

搬入先: 吾妻広域クリーンセンター

区分	単位	手数料
家庭系一般廃棄物	10kgあたり	75円
事業系一般廃棄物	10kgあたり	150円
小動物・死骸	一体あたり	400円

ごみ袋・粗大ごみ

ごみ袋については、市指定のものを小売店で購入して使用してください。分別方法については、役場から配布されるごみカレンダーをご確認ください。

吉野ヶ里町リサイクルセンター

吉野ヶ里町リサイクルセンターでは、新聞・広告・雑誌・雑誌・ダンボール・紙パック・アルミ缶・スチール缶・トレイ・古酒・廃食用油(動植物性油)・乾電池・ペットボトル・ペットボトルキャップを回収し再利用再資源化を行う事業者等に引渡しをしております。

不要なパソコンの処分(リサイクル)について

ご家庭で不要となったパソコンを処分する場合は、「宅配便による回収」または「パソコンメーカーによる回収」のいずれかにより行ってください。

宅配便による回収⇒リネットジャパンリサイクル㈱
<https://www.renet.jp/>
メーカーによる回収⇒(一社)パソコン3R推進協会
<https://www.pc3r.jp/>

(以下は広告スペースです)

環境開発センター TEL 0952-52-2729

● 事業所の廃棄物処理
 ● 飲食店等のグリストラップ清掃
 ● 有機肥料の製造・販売

本社 佐賀県神埼市神埼町志波屋1738-1 E-mail: kankyo@umwelt.co.jp

環整工業 有限会社 TEL 0952-52-2718

● 住宅・店舗の排水管の詰り除去
 ● 各種排水管の高圧洗浄・薬品洗浄
 ● 小水路・側溝・ため池の浚渫作業

本社 佐賀県神埼市神埼町志波屋1738-1 E-mail: kansei@umwelt.co.jp

家電リサイクル(洗濯機、テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫)

家電リサイクル法に基づく処分が必要です。

- ①新しい製品に買い替える場合
購入する販売店で引き取り依頼をする。
収集・運搬料、リサイクル料金が別途必要となります。
金額についてはお店に直接お問い合わせください。
- ②処分を依頼する場合
・購入した販売店がわかる場合
購入した販売店で引き取り依頼をする。(販売店には、引取り義務があります。)
金額についてはお店に直接お問い合わせください。
・購入した販売店がわからない場合
以下の小売業者協力店にて引き取っていただけます。
金額については、お店に直接お問い合わせください。

株式会社ヤマダ電機テックランド上峰店
三養基郡上峰町大字坊所1560番地
☎0952-37-7768

・リサイクル券を購入し、自分で指定引取り場所へ搬入する場合

次の手順で手続きをお願いします。

- (1) 製造メーカー、サイズを確認した上、郵便局でリサイクル券を購入します。
- (2) 指定取引場所に「家電リサイクル券」と「廃家電」を持って、直接搬入します。

事業所名	住所	電話番号
九州メタル産業(株) 鳥栖営業所	鳥栖市永吉町土取573-1	0942-87-1011
九州産交運輸(株) 佐賀センター	佐賀市鳥飼町大字八戸3152	0952-40-0077

※リサイクル料金については、下記ホームページにてご確認ください。
家電リサイクル券センター
<http://www.rkc.aeha.or.jp>



④ し尿処理

し尿収集手数料 1リットルあたり12.31円
許可業者については、住民課へお問い合わせください。

上水道・下水道

建設事業課 上下水道係

☎37-0348 FAX53-1106

④ 上水道

上水道に関する事などは、下記までお問い合わせください。

佐賀東部水道企業団 営業課

〒849-0914 佐賀県佐賀市兵庫町西洞1960-4

☎0952-30-6212

④ 簡易水道

町内では永山地区及び田手村・田手宿地区に簡易水道が整備されています。

永山地区簡易水道 簡易水道料金表(1ヶ月)

基本料金及び超過料金	用途別一般用	用途別臨時用
基本料金15立法メートル	2,310円	4,400円
超過料金1立法メートル	275円	440円

④ 下水道に関する届出

次の場合は、速やかに建設事業課上下水道係、または住民課住民係へ届け出てください。

- ・下水道の使用を始めたいとき
- ・下水道の使用を止めたいとき
- ・下水道の使用人数に変更があるとき
- ・下水道の使用者の名義が変わるとき

④ 公共下水道・農業集落排水

吉野ヶ里町の生活排水処理計画では、健全で快適な生活環境を目指し、公共下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽設置整備事業の3事業での経済的比較検討を行い、効率的な整備に努めています。

④ 下水道使用料とは

皆さんの家庭から出る汚水は、下水処理場で処理され川や海に放流されます。これにかかる処理費用や、処理場建設時に国から借り入れた資金を返す財源の一部として、皆さんに負担していただくのが下水道使用料です。使用料は、公共下水道事業・農業集落排水事業ともに、平成23年度より統一された料金となっています。料金については建設事業課上下水道係までお問い合わせください。

④ 下水道使用料の免除について

下水道使用料は、住民登録の人員数により料金の算定を行っておりますが、住民登録をされていても、実際は別の場所で生活されている方を対象に下水道使用料の免除を行っております。ただし、免除を受けるためには必要書類を添付の上、申請を行う必要があります。

・申請方法

建設事業課または住民課住民係(両庁舎可)へ免除申請書の提出をしてください。(書類は建設事業課及び住民課住民係に用意しています。)

・必要な添付書類

＜就学、就業の場合＞

学生証、在学証明書、就業証明書、住居の賃貸契約書、光熱水費の領収書等の写し

＜入院、入所の場合＞

入院、入所施設の証明書、入院費や入所費用の領収書の写し

＜その他＞

建設事業課上下水道係まで問い合わせをお願いします。

・免除期間

免除期間は年度単位で最長でも年度末(3月分)までとなりますので、4月分以降は、再度申請が必要になります。前年度に引き続き、免除を希望される場合も、免除申請書を提出してください。提出がない場合は免除が解除され、住民登録の人員で使用料を徴収させていただきます。免除者が戻られた場合は速やかにご連絡ください。

ペット・動物

住民課 環境衛生係

☎37-0335 FAX52-6189

④ 犬を飼うときは…

●犬の登録と狂犬病予防注射

生後3ヶ月以上を経過した犬には、生涯1回の犬の登録と毎年1回の狂犬病予防注射を受けることが法律で義務づけられています。

犬の登録により、3月下旬ごろに町から「集団注射のお知らせ」の通知が届きます。

集団注射以外に個別に予防注射を受ける場合は、動物病院へお問い合わせください。

■届け出について

次の場合は、役場の住民課へ届出をしてください。

- ・犬を飼ったとき
- ・犬が死亡したとき

(以下は広告スペースです)



みやき動物病院

Miyaki Animal Clinic

受付時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
午前 09:00-12:00	○	○	○	○	○	○	○	○
午後 01:30-18:30	○	○	○	○	○	○	○	○
※12:00-15:30は、検査および手術時間です								
(休診日) 毎週水曜日、毎月10日、祝日								
学会・セミナーの参加日								

☆HPよりweb予約できます(前日まで)
tel.0942-94-2566
みやき町原古賀215-1
三疊高校そば国道34号線沿い



- ・犬の飼い主が変わったとき
- ・犬が飼えなくなったとき
- ・犬に居所の異動があったとき
- ・登録鑑札をなくしたとき
- ・予防注射を受けたとき
- ・予防注射済票をなくしたとき

④ 犬の糞や放し飼いに気をつけてください

犬を散歩させるときは、手綱をしっかりと持ち、糞はきちんと後始末をしましょう。また、放し飼いは非常に危険ですので、いつもつないで飼いましょう。

④ ペットが行方不明になったら！

まず、保健福祉事務所(☎30-1906)、役場住民課環境衛生係(☎37-0335)にご連絡ください。保護されている場合があります。

和の杜(なごみのもり)

☎ 住民課 環境衛生係
☎37-0335
神崎市役所 政策推進室 政策推進係
☎0952-37-0153
神崎市・吉野ヶ里町葬祭組合
☎095297-7530

「和の杜」は神崎市・吉野ヶ里町葬祭組合で運営している葬祭場です。

④ 使用料金について

区分	種別	単位	使用料	
			神崎市内、 吉野ヶ里 町内居住者	神崎市外、 吉野ヶ里 町外居住者
火葬炉	大人遺体	1体	10,000円	70,000円
	小人(小学生以下)遺体	1体	4,000円	40,000円
	死産児	1体	3,000円	30,000円
	改葬遺骨	1件	3,000円	30,000円
	身体の一部	1件	3,000円	30,000円
	慰衣および産褥物等	1件	3,000円	30,000円
待合室	3時間以内	1室	無料	5,000円

④ 改葬手続きについて

☎ 住民課 環境衛生係 ☎37-0335

改葬とは、埋葬した死体を他の墳墓に移し、又は埋蔵し、もしくは収蔵した焼骨を、他の墳墓又は納骨堂に移すことです。吉野ヶ里町内のお墓や納骨堂に納められている遺骨を他の場所に移す場合には、町長の許可を受ける必要があります。他の市町村に移す場合だけでなく、町内での移動の場合も同様です。

雇用・就業

④ 吉野ヶ里町地域人材バンク

☎ 社会教育課 社会教育係
☎37-0341 FAX2-2521

吉野ヶ里町地域人材バンクとは、今まで職業・趣味・生活などで身につけた知識や技術を、社会に還元したいという希望を持った方々に登録していただき、町民の文化活動や体育・スポーツ活動等、様々な生涯学習の場で指導者として活躍いただくための制度です。「わたし、こんなことができる、こんな手助けができる!」と思われた方は、ぜひ登録申請をお願いします。個人・団体どちらでも登録できます。あなたのご参加をお待ちしております。

登録申請できる方

登録申請については、特定の資格などの条件はありません。講師・指導者として町民の求めに応じて学習活動等にご援助していただける方を募集します。ただし、営利・宗教・政治を目的とした行為やそれらに結びつく活動はできません。

道路・河川

☎ 建設事業課 管理係
☎37-0348 FAX3-1106

④ 道路・河川の境界

道路・河川に接する土地を登記事務などで測量する場合、または境界付近を造成・掘削する場合は、土地の境界確認が必要になることがあります。境界確認をしたいときは、道路・河川の管理者へ届け出てください。

④ 道路・河川の占用

管類等の埋設や通行橋の設置、看板、建設足場など、やむを得ず道路や水路を占用するときは、許可が必要となります。下記へ申請手続きをお願いします。

町道・準用河川・法定外公共物(里道・水路)に通行路(橋)・配水管・看板広告物、建設用足場等を設置する場合

東寄振庁舎 建設事業課 ☎37-0348

国道385号・県道、一級河川に通行路(橋)・配水管・看板広告物、建設用足場等を設置する場合

東部土木事務所 管理課 ☎0942-81-3414

国道34号に配水管・看板広告物、建設用足場等を設置する場合

佐賀国道事務所鳥栖維持出張所 管理課 ☎0942-83-2505

都市計画・まちづくり

騒音、振動に関する届け出について

住民課 環境衛生係

☎37-0335 FAX52-6189

工場・事業場や建設工事に伴って発生する騒音や振動については、生活環境を保全し、周辺住民の健康を保護するために、法律(騒音規制法・振動規制法)や条例(佐賀県環境の保全と創造に関する条例)で規制が行われています。規制の対象となる地域(指定地域)内で規制対象となる機械(特定施設)を設置するときや、対象となる工事(特定建設作業)を行うときは、町へ届け出ることとともに、規制基準を遵守することが義務付けられています。

住まい・交通

町営住宅

建設事業課 管理係

☎37-0348 FAX53-1106

町内には、町営住宅(目達原西団地、目達原東団地、萩原団地、立野団地、上豆田団地、川原団地、中の原団地)がありますが、入居条件等がありますので詳細については、東脊振庁舎 建設事業課(管理係 住宅担当)までお問い合わせください。

入居資格

- ・現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- ・法で定められた収入基準に該当すること。
- ・町内に居住し、あるいは勤務先が町内であって、現に住宅に困窮していることが明らかなる者であること。
- ・町民税等を完納していること。
- ・暴力団対策法に規定する暴力団員ではないこと。

コミュニティバス

財政協働課 広報・協働係

☎37-0331 FAX52-6189

運行日

平日のみ(月曜日から金曜日)
土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始(12月29日から1月3日まで)は運休します。
このほか災害や気象状況などにより、やむを得ず運休する場合があります。

運行路線

- ・循環線(1日5便)
きらら館から出発し、吉野ヶ里公園駅、三田川庁舎、東目達原バス停など、18箇所を經由し、きらら館へと戻る循環路型のコース
- ・通勤通学線(朝・夕のみ)
永山方面 田中方面 目達原方面

運賃

100円(1人1乗車) 町外の方も利用できます(同料金)
運賃は、降車時にお支払をお願いします。車内で両替はできません。乗車前に100円を準備してご乗車ください。就学前の子どもは無料です

運賃免除証

コミュニティバス運賃が免除されます(必ず申請が必要です)。運賃免除証の交付を受けることができる方は…

- ・町内の小学生と中学生
- ・町内の障害者手帳や療育手帳等の交付を受けている方とその付添人1人
- ・運賃免除証の交付を希望される場合は、三田川庁舎の財政協働課または東脊振庁舎の住民課で、印鑑・各種手帳を持参のうえ申請してください。
- ・小学生の場合は、保護者が申請をお願いします。
- ・運転免許証を返納し、運転経歴証明書の交付を受けている方

デマンドタクシー

財政協働課 広報・協働係

☎37-0331 FAX52-6189

利用したい日時を、電話でご予約いただくと、複数の利用者を乗り合い方式のタクシーが送迎する交通システムです。
自宅から乗ることが出来て、吉野ヶ里町内の目的地【指定された施設(病院、商業施設、金融機関、駅、公共施設等)】まで行くことができます。
予約が1人の場合でも運行しますが、予約がないときは運行しません。デマンドタクシーを利用するには事前に利用登録をしていただく必要があります。

運行日

平日のみ(月曜日から金曜日)
1日9便運行(午前8時から午後4時まで、1時間毎に運行)
利用予約がないときは運行しません。
土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始(12月29日から1月3日まで)は運休します。
このほか災害や気象状況などにより、やむを得ず運休する場合があります。

料金

運賃:300円(1人1乗車) 町外の方は利用できません。
運賃は、降車時にお支払をお願いします。就学前の子どもは無料です(保護者同伴の場合に限ります)。
障害者手帳や療育手帳等の交付を受けている人とその付添人1人は半額となります。
運転免許証の自主返納者は半額となります。
乗車時、または、利用登録時に、障がい者手帳、療育手帳等、もしくは運転経歴証明書の写しを提出された場合に限ります。
※「自宅」及び「指定施設」以外での乗降は出来ませんのでご注意ください。

空き家

空家バンク制度について

まち未来課 まちづくり推進係

☎37-0332 FAX52-6189

空家バンク制度とは、町内にある空家の売却・賃貸を希望する所有者に物件の情報を登録していただき、空家を購入・賃貸したいと考える利用希望者に対し、その情報を発信する制度です。

空家バンク登録者・利用者向け補助金

空家バンクを通して空家を売買・賃貸借する方に向けて空家の管理費や購入費、改修費などを助成し、空家の減少や定住の促進につなげるため、「吉野ヶ里町空家流通促進事業補助金」を設けています。

空家になる前に考えましょう。

親が亡くなった、施設に入った、転勤になった等であたたかも空家の所有者になるかもしれません。

家屋は居住者がいなくなると、すぐに劣化しはじめるため、早めの対応が重要です。

空家になる前に建物や土地の登記の確認や建物を誰に引き継ぐのか、誰が管理するのか、遺言書の作成、家財道具や仏壇・神棚などの処分方法、必要に応じて弁護士、司法書士、税理士等の専門家に相談し手続きを確認するなど、準備をしておくことで早めの対応が可能になり、空家解消につながります。

空家になることが目前に迫ってからでは対応が遅くなります。建物などの不動産も含めた相続に関して、ぜひ一度家族で話し合ってみましょう。

空家の所有者になったら。

空家のリスクを避けるためや、今後の活用の為にも定期的に適切な管理をしましょう。

ご自身で住む予定が無い場合は売却や賃貸、解体して土地を活かす等の活用も検討しましょう。

※空家のリスクとは…空家を放置することにより、建物の劣化、犯罪(不審者の侵入、ごみ投棄、放火)、瓦や窓の飛散、景観の悪化、庭木の繁茂等のリスクが大きくなります。もしこういったことが原因で周囲の家屋や通行人等に被害を及ぼした場合その建物の所有者・管理者・占有者は、損害賠償などの管理責任を問われる場合もあります。

定期的な管理項目(月1回程度)

- ☑ 建物の点検
 - ・雨漏りの有無
 - ・建物の傷み
 - ・設備の傷み
- ☑ 外の管理
 - ・郵便物の整理…ポスト、玄関への郵便物、配布物の整理
 - ・敷地内の清掃…落ち葉やごみの掃除
 - ・草取り、庭木の剪定…除草、庭木の剪定、消毒
- ☑ 室内の管理
 - ・通気・換気(60分程度)…窓、押入れの開放、換気扇の運転
- ☑ 通水(3分程度)…排水口に水を流す(防臭、防虫のため)
- ☑ 清掃…室内の簡単な清掃、家財整理



参考:「どうしよう!」まちが空家バンクに171(佐賀県発行)

農業・産業

☎ 産業振興課 農地係
☎ 37-0353 FAX53-1106

農地に関する法律と手続き

農地を農地として耕作目的で売買又は貸し借りする場合、あるいは農地以外の用途に転用する場合は、自分の農地であっても、農地法の許可が必要です。

「空き家」と一緒に農地を「売りたい方」・「貸したい方」

☎ 産業振興課 農地係(農業委員会)

☎ 37-0353

吉野ヶ里町農業委員会では、令和元年9月1日から「吉野ヶ里町空家バンクに登録された空家に付随した農地」を空家とともに取得する場合で、一定の条件を満たす場合に限り、農地法第3条による下限面積(別段面積)要件を1平方メートルまで引き下げました。売買や賃借が難しい空家に付随した農地について、下限面積を引き下げることで、定住促進にも寄与し、遊休農地解消につながることを目的としています。

農地利用状況調査(農地パトロール)の実施

☎ 産業振興課 農地係

☎ 37-0353 FAX53-1106

吉野ヶ里町農業委員会では、「地域の農地利用の確認」「遊休農地の実態把握と発生防止・解消」「違反転用発生防止・早期発見」等を目的として、毎年町内全域で利用状況調査を実施します。(農地法第30条)

調査にあたり、各地区の農業委員・農地利用最適化推進委員が農地内に立ち入ることがありますのでご理解とご協力をお願いします。

また、自己保全管理地はあらかじめ遊休農地と間違われないように適切な管理にご協力ください。

農地の利用意向調査

農地利用状況調査後の結果を元に、利用されていない農地の所有者へ、今後の利用の意向確認や農地中間管理機構との協議などの案内を行い、農地の再生・活用推進を図る目的で調査書を送付いたします。

「農地の利用意向調査について」の調査書が送付された際は、書類に漏れなく記入・押印の上、提出及び返送いただきますようお願いいたします。

人・農地プランについて

☎ 産業振興課 農林振興係

☎ 37-0347 FAX53-1106

農業が厳しい状況に直面している中で、持続可能な力強い農業を実現するためには、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要があります。

平成24年度から国(農林水産省)が事業をスタートさせた「人・農地プラン」は、地域の高齢化や農業の後継者不足が心配される中で、5年後、10年後までに、誰がどのように農地を使って農業を進めていくのかを、地域や集落の話し合いに基づきとりまとめるプラン(計画)です。

地域の農業の担い手(農地の引き受け手)を「地域の中心となる経営体」と呼び、農地の集積計画や利用図を作成し、地域における人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」を描いていきます。

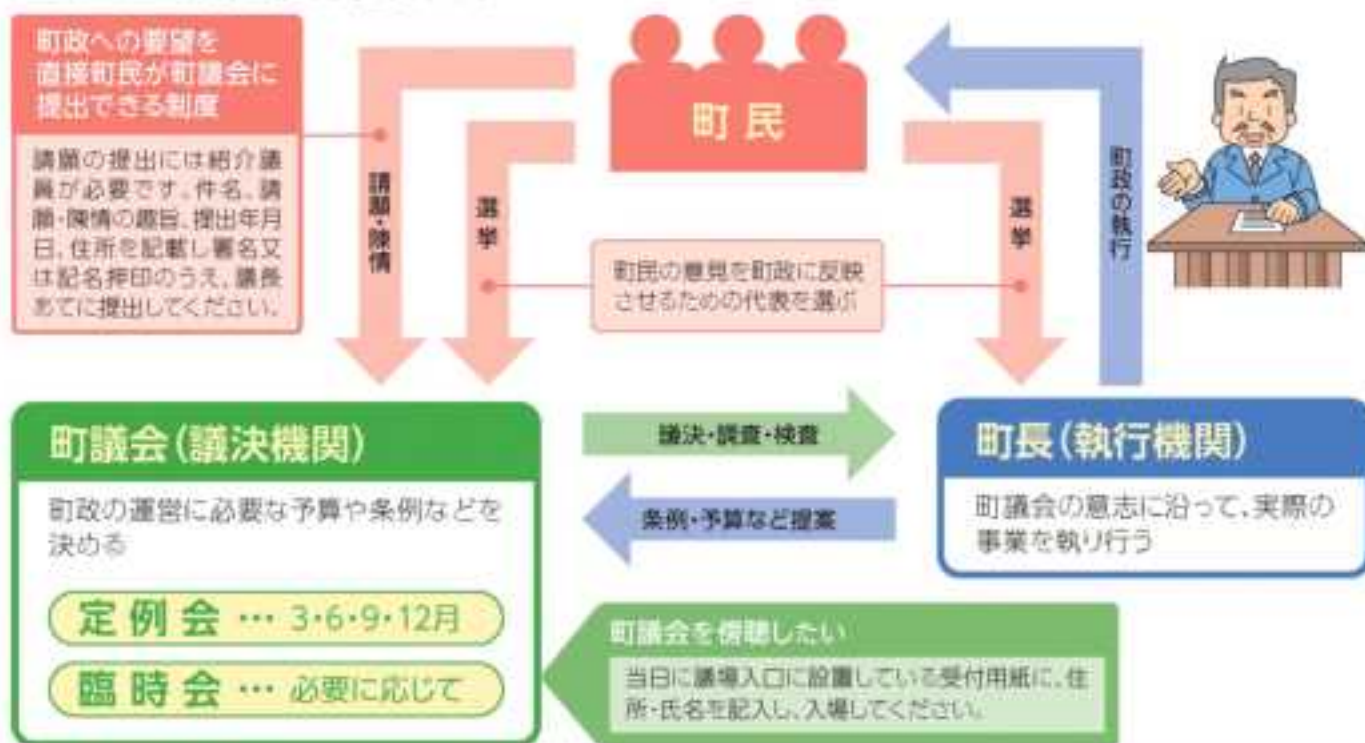


町議会・選挙

町議会

☎ 議会事務局 ☎ 37-0338

町議会と町長は、直接選挙によって選ばれた、私たちの代表です。町民の声を反映した、よりよいまちづくりを目指して、それぞれの役割と権限を尊重します。



選挙

☎ 選挙管理委員会 ☎ 37-0330

投票所一覧

投票所	対象地区
【第1投票所】坂本公民館	永山、坂本、松隈
【第2投票所】東寄振庁舎	上石動、下石動、西石動、上三津東、上三津西(山田、栗谷川、寺ッ里)、下三津西、三津住宅、肥前医療センター南棟、肥前医療センター西舎、肥前職員寮、下三津東、在川、大曲、松葉、大曲アパート
【第3投票所】横田公民館	横田、川原団地、大曲宿舎、永田ッ里、中の原団地、大塚ッ里、早上
【第4投票所】目遠原公民館	新宮田、目遠原、目遠原西団地、目遠原東団地、上中杖上分、宮内
【第5投票所】中央公民館	苅野、吉田、若橋團、萩原、萩原団地、鳥の襷、吉野ッ里、田手村、田手宿、力田
【第6投票所】ふれあい館	衣村、伊保戸、曾根、上中杖、下中杖、上豆田、上豆田団地、下豆田、箱川上分、箱川下分、乙ノ馬手、下藤、田中、立野、立野団地

こんな投票もできます

投票の種類	対象者	投票場所	備考
期日前投票	仕事や用事で投票日に投票所に行けない方	中央公民館	選挙期日の公示(告示)日の翌日から、投票日の前日まで。
不在者投票	入院・出張・旅行・住所移転・その他やむを得ない理由で投票所に行けない方	他の市区町村や指定病院など	郵送などに時間がかかる場合がありますので、利用される場合は、選挙管理委員会事務局へお早めにお問い合わせください。
郵便投票	「身体障害者手帳」「戦傷病者手帳」「介護保険被保険者証」をお持ちの方	自宅	障がいの種別や程度によって異なります。この制度を利用される場合は、「郵便投票証明書」が必要です。詳しくは、選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。





健康マップ



生活ガイド

最所医院

時間	月	火	水	木	金	土
9:00~12:30	○	○	○	○	○	○
14:00~18:00	○	○	○	○	×	×

休診日：日曜・祝日
※15時～16時は駐車に出ていることがあります。緊急時は、下記までご連絡下さい。

〒842-0031 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町高田826-3
0952-52-2452

つかもと歯科・小児歯科医院

歯科医師 塚本 尚樹

0952-53-1593
Fax 0952-53-5549

〒842-0104 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三原840-5
HP: <http://ht8020.com>

小森医院

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00~12:30 受付12:15まで	○	○	○	○	○	○	×
15:30~18:00 受付17:45まで	○	○	○	×	×	×	×

※水・土曜午後・日曜・祝日は休診

吉野ヶ里町豆田 1254-2
TEL 0952-52-1136 FAX 0952-53-5641

おかしいと思ったら、
早めの受診を



このページは有料広告ページです

マップ上には、広告をご掲載いた
だいた施設のみ表示しています。



医療法人ひらまつ病院
**ひらまつ
ふれあいクリニック**

診療科目 内科・消化器内科・循環器内科
介護施設 通所リハビリテーション・居宅介護支援事業所
受付時間 (午前)8:45~12:30 (午後)1:45~5:30

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前 9:00~1:00	●	●	●	●	●	●
午後 2:00~5:00	●	●	●	●	●	／

〒842-0031 神奈川県吉野ヶ里町吉田2925-1
TEL0952-51-1110

〒842-0031
神奈川県吉野ヶ里町吉田 2154-3
Tel 0952-51-1655

みねこ皮膚科クリニック

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
午前9:00~12:30	○	○	○	○	○	○	○
午後2:30~5:00	○	○	○	○	○	○	○

受付時間 (午前)8:30~12:00 (午後)2:20~5:30

医療法人 優照会
目達原歯科医院
Motabaru Dental Clinic

診療時間 月 火 水 木 金 土

午前9:00~午後1:00	●	●	●	●	●	●
午後2:30~午後7:00	●	●	●	●	●	／

■休診日/日曜・祝日

〒842-0031 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田 2989-3
TEL/FAX (0952)52-2278

荒木歯科医院

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00~12:30	●	●	●	●	●	●
14:30~18:00	●	●	●	×	●	×

休診日/日曜・祝日

TEL.0952-52-2251
神奈川県吉野ヶ里町吉田 2946-81

めたばる
目達原整形外科

整形外科・リハビリテーション科・リウマチ科
診療時間/月~金 8:00~18:00 / 14:30~18:00
土 8:00~18:00

MRI (当日撮影できます)
訪問・通所リハビリ (デイケア)

神奈川県吉野ヶ里町吉田2900
TEL 0952-52-3717

吉村産婦人科

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
午前 9:00~12:30	○	○	○	○	○	○	休
午後 2:30~6:00	○	○	○	休	休	休	休

佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田1468-1
TEL 0952-55-8282

生活ガイド



yoshinogari town
health map



歯からはじめる、
幸せな毎日
イト歯科クリニック
Eight Dental Clinic

診療時間

- 平日: 9:30~13:00
14:30~18:00(受付 18:30)
- 土曜: 9:30~13:30(受付 13:00)
- 休診: 日曜・祝日

吉野ヶ里町田手 147B-3
TEL.55-6888 <http://8-dent.com>
訪問診療行っております。お気軽にご相談下さい。

小池薬品

【営業時間】9:30 ~ 21:00

吉野ヶ里町三津566
(アスタロピスタ吉野ヶ里店内)

☎0952-53-6105

保険調剤 くすり
高島薬局

吉野ヶ里町吉田 667-45
☎0952-52-2559

HEALTHY & BEAUTY
イト薬局

【目達原店】 吉野ヶ里町吉田2904-5
0952-52-1889

【神埼店】 神埼町田邊2286
0952-53-2080

【日の隈店】 神埼町日隈1256-1
0952-52-6493

【三根店】 みやき町大字東人1514-8
0942-81-9111



医療機関 薬局薬店リスト

(令和3年5月現在)

病院・医院

医療機関名	所在地	電話番号
目達原整形外科	吉田2900番地	0952-52-3717
小森医院	豆田1254番地2	0952-52-1136
最所医院	吉田826番地3	0952-52-2452
みつます耳鼻咽喉科	吉田2906番地1	0952-53-8820
吉村産婦人科	豆田1468番地1	0952-55-8282
ひらまつふれあいクリニック	吉田2925番地1	0952-51-1110
みねこ皮ふ科クリニック	吉田2154番地3	0952-51-1655
松本医院	三津751番地9	0952-52-4185
西谷クリニック	大曲1507番地1	0952-52-3139
肥前精神医療センター	三津160番地	0952-52-3231

歯科医院

医療機関名	所在地	電話番号
荒木歯科医院	吉田2946番地61	0952-52-2251
エイト歯科クリニック	田手1478番地3	0952-55-6888
目達原歯科医院	吉田2989番地3	0952-52-2278
医療法人デンタルアソシエイツ タナカ歯科・こども歯科	吉田839番地2	0952-52-4118
つかもと歯科・小児歯科医院	三津840番地5	0952-53-1593
楠川歯科医院	吉田339-11	0952-52-2286

薬局・薬店

薬局・薬店名	所在地	電話番号
あさひ薬局 吉野ヶ里店	大曲1493番地4	0952-55-8373
エイト薬局 目達原店	吉田2904番地5	0952-52-1889
高島薬局	吉田667番地45	0952-52-2559
たけだ薬局 吉野ヶ里店	吉田2926番地1	0952-51-1117
チクシ薬局	豆田1216番地12	0952-53-3236
神埼薬剤師会薬局	三津168	0952-51-1077
平成薬局	三津747-2	0952-53-3255
福田薬局	吉田824-5	0952-53-2904
清心薬局	吉田261-4	0952-53-5557





外科、内科、胃腸内科、整形外科、肛門外科、呼吸器内科、内臓腫瘍科、リハビリテーション科、消化器外科、消化器内科、糖尿病内科

医療法人 **橋本病院** (救急指定) 西仁会

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00~13:00	●	●	●	●	●	●
14:00~18:00	●	●	●	●	●	●

休診日…日曜・祝祭日・土曜午後
●但し急患については受け付けます。
〒842-0013 神埼市神埼町本吉中田2994-1
☎(0952)52-2022

GONDO E.N.T. CLINIC
ごんどう
耳鼻咽喉科

神埼町田道ヶ里 2226-1 0952-55-7001
<http://www.gondo-jibika.com>

永岡眼科医院

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前 9:00~12:30	●	●	●	●	●	●
午後 14:30~18:00 (受付13:30まで)	●	●	●	●	●	●

休診日 日曜・祝日

三養基郡上峰町大字坊所 1570-64
TEL(0952)55-9174



リフォームの基礎知識

📖 リフォームの進め方とポイント

Step ① 具体的な計画をたてる

リフォームの目的から具体的な計画を立てましょう。この時点での情報収集も大切なポイントです。

🏠 CHECK! ● 時期、期間は? ● 予算は?

Step ② 事業者を決める～契約する

契約前に疑問点・不安点は徹底的に確認しましょう。見積書・提案書や契約書だけでなく、打ち合わせの際の資料やメモなど書類にはしっかり目を通し、保管しておきましょう。

🏠 CHECK! ● 施工業者の事業内容がリフォーム目的と合致しているか?
● 実績や業務内容を時味、信頼できる事業者か?
● 候補を数社選んで同じ条件で見積書を出してもらい検討したか?

Step ③ 着工



定期的に施工業者から報告・連絡を受けるようにしましょう。また、不安がある場合は施工業者の担当者を通じて確認するようにしましょう。

🏠 CHECK! ● 工事に向けての準備や近隣への告知は大丈夫か?
● 工程表に基づいて進んでいるか?
● 変更・追加などが発生していないか?

Step ④ 着工後



🏠 CHECK! ● 事業者立ち会いの下、確認をし説明を受けたか?
● 今後のメンテナンスや保証先を確認したか?

📖 リフォームの疑問

 リフォームの費用はどのくらいかかりますか? 



改装の範囲で変わっていきます

建物の一部分の改装もリフォームですし、全面改装でもリフォームです。当然のことですが、手を加えれば加える程かかる費用は増えていきます。例えば、畳敷きの6畳間をフローリングに替える場合は十数万円ですが、家全体に及ぶ大掛かりな改装の場合は、建替えの方が安くなる事もあります。

 満足いくリフォームのポイントは? 

まずは現在の不満点を挙げてみましょう

現在のお住まいの不満のある所をリストアップする事をおすすめします。そうする事でただ漠然と不満に感じていた事も具体的に検討出来るようになり、優先順位をつけて内容の整理もしやすくなります。また、キッチンなどの設備の取り替えをお考えの場合は、ショールームなどで実際に見て触ってみる事も重要です。

 信頼のおける業者とは? 

2～3社は候補を挙げて比較しましょう

🏠 CHECK!
● 費用の安さで決めずに契約内容に納得した上で契約をかわしましょう。
● 建築士や増改築相談員などの資格者がいるか確認しましょう。
● 経験豊富で実績がある事業者かどうか確認しましょう。
● アフターフォローはどうなのか、必ず確認しましょう。



Obbli SAN-AI OIL GROUP

三愛オブリガス三神 株式会社

さんしんでくらしいな

TEL 0120-34-9417

 住まいのホームドクター

～24時間保安体制で安心・信頼・満足を提供します～

LPガス・ガス機器・住宅設備・電気工事・土木工事・上下水道工事
リフォーム・新築・増改築工事・介護のための住宅改修工事
水廻り修理・オール電化工事・空調設備・灯油販売・家電製品販売

(本店) 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野574

☎0952-52-5131

(本社) 佐賀県神埼市神埼町本郷3003-6

☎0952-53-1221

<http://www.sanshin34.com/>



伝統工法でお手伝い

藤瀬建設

PLM/E 佐賀県知事許可(般-1)第12114号



天然素材

採光性・断熱性・防音性・防湿性

TEL 0952-53-5194
090-7151-3631
吉野ヶ里町立野661-8



子どものような
ワクワクを

高柳建設

■責任設計施工 ■新築 ■リフォーム ■店舗

〒842-0015 長崎県神埼市神埼町尾崎584

TEL 090-5734-6456 / FAX (0952)20-0440

新畳・表替え・裏返し
特殊畳

畳馬場畳店

吉野ヶ里町下豆田

TEL/FAX 52-3033
携帯 980-9243-7066

コンセント工事/照明設備工事
オール電化工事/空調工事
テレビアンテナ工事/LAN工事
動力設備工事/配電盤点検
太陽光・蓄電池工事 等

電気の事ならお気軽にご相談下さい!!

タケミ電気工事



吉野ヶ里町石動2967-7

TEL 0952-52-9645 FAX 0952-52-9745
mail: takemidenkijaa@itkeeper.co.jp

ガラス・別注家具・フスマ
一般建具・高級建具 各種

野口木工所

代表 野口一夫

製造 佐賀県知事許可(般-1)第5988号

神埼郡吉野ヶ里町吉田 2945-5

TEL 0952-52-0941
FAX 0952-53-1564

各種屋根塗装
鉄部・木部塗装
外壁・塀塗装
防水工事

 建築塗装全般

松田塗装

吉野ヶ里町田手(伊保戸)594-2

TEL・FAX 53-7741



エコ + リフォームで 快適で地球にやさしい暮らし

気候や環境に合わせてリフォームすることや、自然の力を利用することで光熱費が削減できます。省エネで地球にも家計にもやさしい暮らしを実現できます。



1. 太陽エネルギーの利用

太陽電池を利用して、太陽光エネルギーを電気に変える太陽光発電システム、太陽熱により水を温める太陽熱温水や床暖房などがあります。

2. 給湯設備

ガスで発電し、排熱を給湯や暖房に利用する家庭用コージェネレーションシステムや、省エネ効果の高い高効率給湯器などがあります。



3. 外壁および窓などの断熱化

外壁、屋根、天井や床などの断熱性能を高めると、屋外との熱の出入りが減るため冷暖房の効果が高まります。窓は、熱の出入りが大きいため断熱性能に大きく影響します。ガラス自体を複層ガラスにしたり、二重サッシにしたりなどの方法により断熱性能が向上、二重サッシは、結露の防止にもなります。

4. 自然を取り入れる

壁やベランダにツタ植物を植え、緑のカーテンで夏の日差しを避けたり、家の中の風通しをよくするなど、自然を上手に取り入れましょう。

住まいのことは
一級建築士に…

大島建設

吉野ヶ里町田手1536

☎0952-52-2439

check
1

住宅を新築したりする時は、
次世代省エネ基準の住宅を選びましょう。



平成11年に省エネルギー法に基づく住宅の断熱性能・気密性能等の基準(省エネ基準)の内容が、より省エネルギー化の方向に見直されました。

快適で健康

断熱・気密化されると、部屋毎の温度差などが小さくなり、とても快適になります。また、換気も確保されるので、健康的な住宅となります。

省エネルギー

断熱・気密性能がとて高くなるので、暖・冷房の費用を大きく減らし、CO₂の排出も少なくできます。太陽光発電を設置すると、年間の電気代が抑えられ、省コストと家計にもやさしいです。

長寿命

防湿層によって壁の内部が結露しにくくなるので、家を支える土台や柱の腐食を防止し、家を長持ちさせます。また、日本は地震が多い国ですから、災害に強い耐震構造の面でも考えてみてはいかがでしょうか。ながく住める住宅は、地球環境や建築資材にも優しいエコロジーです。



check
2

窓のリフォーム

太陽光を取り入れ、暮らしをあたたく演出してくれる窓。ちょっとした工夫で、機能性向上、省エネをはかれる場所です。



窓周辺で起こっている問題

結露が発生する温度のことを露点温度といいます。主に冬期、窓周辺は外気に冷やされて室内の露点温度より低くなるため結露が起きやすくなります。結露は放っておくとカビやダニの温床となり、アレルギーなどの原因になるばかりか、柱や床が湿気で痛み、住宅自体に悪影響を及ぼします。

また、窓周辺の冷えた空気は対流で部屋の下へ流れていき、暖房をつけていても足下はいつまでも寒く、エネルギーが無駄に使われる結果になります。



ちょっとした工夫でより快適に

窓は住宅の中でもっとも熱が逃げやすい場所。ちょっとした工夫で高い断熱効果をもたらされる場所でもあります。方法は様々ですが、いくつかご紹介いたします。

▼厚手のカーテン

👍 安い 📊 やや良い



カーテンボックスをつけ、床に届くくらいの長さにするのが効果的。

▼フィルム

👍 ふつう 📊 やや良い



ガラス面にフィルムを貼り、熱を通しにくくします。

▼複層ガラス

👍 ふつう 📊 良い



単板ガラスのサッシにアタッチメントを付け、複層ガラスにします。

▼後付けサッシ

👍 ふつう 📊 非常に良い



室内にサッシを取り付け、二重窓にします。

▼断熱サッシ

👍 高価 📊 非常に良い



アルミサッシをプラスチックなど熱伝導率の低い素材に変えます。

※詳しくは建材メーカーや専門業者にお問い合わせください。

check
3

ながく暮らせるように

日頃からの手入れで、ながく安心して暮らせるようにしましょう。それがエコロジーにつながります。



外壁のお手入れ

外壁についたホコリやゴミは、日頃からホウキやはたきで払い落しておきましょう。壁の材質によっては、水や洗剤の使用は避けたほうが良い場合もありますので、材質に応じた掃除をしましょう。外壁は、太陽光線や風雨にさらされ年々劣化していきます。環境や材質にもよりますが、数年に1回は塗り替えをしましょう。

外構のお手入れ

壁についた泥や汚れは、乾いてからホウキで払い落しましょう。壁の傾きや亀裂などを見つけたら、早めに専門業者に相談を。放置しておくと重大な事故に繋がることもあるので、日頃のチェックが大切です。

門扉の汚れは雑巾などで拭きましょう。門扉は、番屋から掛け金や落とし金を掛けておいた方がいいでしょう。門扉が風にあおられたりすると、それを支える支柱や継ぎに歪み・傷みが生じてしまいます。お手入れの際には点検をしましょう。



一人で悩むよりも、
一緒に考えませんか。



創業から、事業拡大まで。

地域の商いを支える商工会の支援・サービス



- 創業相談・支援
- 経営相談・支援



- 販路開拓
- 情報発信支援



- 金融相談・あっせん
- 補助金・助成金の紹介・申請支援



- 税務・経理相談
- 労働保険事務代行



- 共済・保険制度



- 経営セミナーの開催
- 専門家の無料派遣

 吉野ヶ里町商工会
yoshinopari shohohai

Tel.0952-52-4644



編集後記

Editor's note

「吉野ヶ里町 暮らしの便利帳」は、吉野ヶ里町にお住まいの皆さんへ、吉野ヶ里町の行政情報をお届けするとともに、地域企業の発展につなげることを目的として発行しました。

また、住民の皆さんに、より利便性の高い情報源としてご利用いただけるよう、官民協働事業として吉野ヶ里町と株式会社サイネックスとの共同発行としました。

「吉野ヶ里町 暮らしの便利帳」は、地域の各団体および事業者の皆さんのご協力により、行政機関への設置はもとより、吉野ヶ里町の全世帯へ無償配布することができました。あらためて心より厚くお礼申し上げます。

■「吉野ヶ里町 暮らしの便利帳」に掲載の行政情報は、令和3年5月27日現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動等により内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報で内容・手続き等で不明な場合は、各担当課までお問い合わせください。

■掲載されているスポンサー広告は、暮らしの情報としてご活用ください。広告内容については株式会社サイネックスにお尋ねください。

吉野ヶ里町 暮らしの便利帳

令和3年6月発行

発行

吉野ヶ里町

三田川庁舎

〒842-8501 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田321番地2
TEL.0952-53-1111

東郷原庁舎

〒842-0193 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津777番地
TEL.0952-52-5111

株式会社サイネックス

〒812-0007 福岡県福岡市博多区東比恵3-25-22
TEL.092-472-2217

広告販売

株式会社サイネックス 西九州支店

〒840-0801 佐賀県佐賀市駅前中央1-4-8
TEL.0952-24-6550

※掲載している広告は令和3年5月現在のものです。
※本文中にあるQRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

無断で複製、転載することをご遠慮ください。



吉野ヶ里町

暮らしの便利帳